

路拓馬でございます。

本日は、霧島連山・硫黄山における噴火災害、それに伴う農林水産業への影響及びその対策について主に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭、硫黄山の噴火が起きたわけであります。一百五十年ぶり、四月十九日から始まりまして、ゴーレムンウイークを挟んで、いまだに活動が継続しているという状況であります。噴火の農業への影響についてどうなつてているのか、まず現状をお伺いしたいと思います。

○塩川政府参考人 お答え申し上げます。

硫黄山では先月十九日に噴火が発生いたしまして、宮崎県及び国交省の川内川河川事務所では、長江川及び川内川の水質検査において砒素などの項目で環境基準を超過したことを公表しております。

いうふうに思つております。

そして、今御答弁いただいたとおり、それが農業にも重大な影響を及ぼしているという状況にござります。噴火の影響によって、水稻の作付が困難になつてゐる。

特に、鹿児島は、皆さん、なかなか米はとれなんじやないか、芋あるいは野菜、果樹が中心なんじやないかというイメージをお持ちかもしだせんが、今回、この噴火の影響が出ている伊佐市も含まれるわけですが、あります。特に伊佐米あるいは湧水米といふのは県内でも大変なブランド米でありますし、鹿児島の中では寒暖の差もある地域であるがゆえに、大変わいいお米がとれる。今、頑張つて米作りの皆さんはブランド化を図つてきたところであります。その地域において、今回大きな影響が出ているということであります。

また、宮崎県えびの市では、赤子川、長江川及び長江川合流地点より下流の川内川を水源とする河川から取水を行わない方針であること、鹿児島県の伊佐市及び湧水町では、川内川から取水を行わないこと、それから同河川から取水する水田において水稻作付を行わないという方針であることをお聞きしておるところでござります。

農林水産省としては、今後も、噴火及び関係自治体の動向を注視しながら、農業者の皆様が當農業を継続するために、どのような対応が可能か早急に検討してまいりたいというふうに考えておるとお聞きました。

生産者にとって、これまでブランドを競き上げてきた方々にとっては、作付ができる、農業ができないというのが一番大きな痛手であるわけでありまして、しかし、これは天災であり、やむを得ないという中において、別の作物、代替作物を導入せざるを得ない状況になつてゐるということになります。

この問題に対しても、農林水産省として、今後どのように対応していく方針であるのか、お伺いいたします。

○齋藤国務大臣 農林水産省としては、水稻

の作付が困難な地域においては、大豆や飼料作物といった他の品目への転換を進めることによりまして、農業者の営農を継続していくことが重要であるというふうに考えております。

た方に対しましては、水田活用の直接支払交付金が支払われることになります。また、大豆の作付を行つた場合、認定農業者、集落営農及び認定新規就農者であれば畑作物の直接支払交付金、これはゲタ対策による面積払い及び数量払いが支払われることになります。

このほか、今後、宮崎県、鹿児島県、関係市町

等とも連携しながら、農業者の皆さんのが営農を継続するために、どのような対応が可能か早急に検討してまいりたいと考えています。

室にお越しいただきました。それから、きょうも、えびの、伊佐、湧水の首長さんたちが大臣室にお越しになりますので、よくお話を伺いながら、対策をきちっと講じていきたいと考えています。

○宮路委員 宮崎、鹿児島両県において、一千町歩を超える面積において作付を断念せざるを得ないというような情報も聞いているところであります。代替作物への転換においては、今、大臣の方から直接支払交付金のお話がございました。ぜひその財源をしっかりと確保して十分な対応をお願いしたいと思います。

代替作物、言葉はやさしく、行うはかたしであります。特に、こうした稻作以外の作物の生産にならえていない農家の皆さん方でありますので、その点については、機械のリースをしつかり行つていただけるように、あるいはまた、その農作業にならえていないわけですので、委託がしつかりできるよう、これについては、熊本地震の際に当時森山農林水産大臣がしっかりととした対応を行い、代替作物への転換をしつかり行えるようにしたという実績もありますので、こうした経験も踏まえまして、農水省として十分な対応をとつていただきたい

いというふうに思つております。
とはいへ、代替作物への転換ができればいいん
ですが、畑作に向かない農場もあるわけであります
して、その場合にはやはり補償というものが問題と
になつてしまひります。

今回の噴火の影響により、水稻の作付準備をしていた圃場について、代替作物への転換もできまい、そういった湿田の場合ですが、移植期前に水を稲の作付を断念した場合でも共済金の対象になるのか。これは農家の皆さん方は大変不安に思つてゐるところであります。その点について、農水省

の考え方をお聞きしたいと思います。

○大澤政府参考人 お答えいたします。
水稻の作付の準備をしていたものの、水稻共達の責任期間である移植期において、噴火に伴う河川水の汚染被害が継続し、作付できなくなつた。

た場合には、共済金の支払い対象となります。
この場合、共済金は、経営コストを勘案して通常の半分を支払う仕組みとなっております。多くの方が加入している一筆方式七割補償の場合には、したがいまして、耕地ごとの平均収量の三・五割に相当する共済金が支払われることとなります。

このことについては、現在、農業者向けのチラシを作成している、準備中でございまして、農業共済団体を通じて、今週中を目途に農業者に周知してまいりたいというふうに考えてございます。

○宮路委員 農家の皆さん、生産者の皆さんのお

安に十分に応え得るよう努めていただきたいと
いうふうに思つております。
今回の噴火、先ほど申し上げてゐるところ、い
まだ継続している状況であります。願わくば、即
急に終息をして、今回は作付を断念した皆さんに
ついても、来年は改めて水稻の作付をして、そし
てまたすばらしい米をつくつていただきたい、ブ
ランドを守り続けていただきたいというふうに
思つておりますが、こればかりは自然災害です
で、神のみぞ知る、そういういた状況かと思つてお
ります。

そうした場合、来年以降も場合によつては継続して水稻に影響が出てしまうといったおそれもあります。先ほど申し上げたとおり、地域によつては代替作物への転換が難しい湿田等もあります。そうしたところにおいて、今後、こうしたことなどが発生する

こうした場合にも対応できるよう、暗渠排水等の基盤整備の取組が必要になつてくるというふうに考えております。

したいと思います。

次に、治山事業について幾つかお伺いをさせていただきます。

御承知のように、昨年七月の九州北部豪雨は、

豪雨による被害もさることながら、上流で大量に

発生した流木が被害を更に拡大いたしました。福

岡県だけではなくとも二十万トン、五十メートル

ブルで百四十四杯分に相当する量だと推定を

されると聞いております。

突然家屋の中に大きな流木が突き刺さってきた

という被害者の方のお話を耳にしましたけれど

も、こうした流木による直接の被害に加えまし

て、流木が河川の氾濫を増幅させたとも言われて

おります。

JRの鉄橋で、流木が橋脚に大量にひつかつ

た状態で、ただでさえ豪雨でふえている河川の水

をダムのように大量にため込み、そのため、河

川の氾濫は想定を大きく上回り、想定外の上流箇

所での破堤、溢水や、それに伴う浸水が発生した

と分析をされていて、最後には、この流木でできたダムのために、鉄橋も流失

されたと承知をしているところであります。

水が引いた後の地域は、田畠や民家が消え去

り、大量の流木が残され、復旧の足かせとなつた

とも聞いております。

ことしはもう既に奄美地方で梅雨入り宣言がさ

れましたが、今後、国内全域で降雨量が増加する

時期に入つてまいります。

一昨年では、北海道でも台風被害で大きな被害

がございました。

こうした災害の甚大化を引き起こした流木への

対策について、農林水産省の対応状況はどのよう

になつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

こうした災害の甚大化を引き起こした流木への

対策について、農林水産省の対応状況はどのよう

になつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

現在は、北海道でも台風被害で大きな被害

がございました。

こうした災害の甚大化を引き起こした流木への

対策について、農林水産省の対応状況はどのよう

になつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

現在は、北海道でも台風被害で大きな被害

がございました。

こうした災害の甚大化を引き起こした流木への

対策について、農林水産省の対応状況はどのよう

になつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

現在は、北海道でも台風被害で大きな被害

がございました。

こうした災害の甚大化を引き起こした流木への

対策について、農林水産省の対応状況はどのよう

になつてゐるのか、まずお伺いしたいと思いま

す。

私の地元北海道は、全国の食を支える農畜の大生産地でもございます。実際、北海道で生産される農作物、畜産物全体の七割が、本州はもとより全国各地、九州にまでも輸送をされているところでございます。その量は、実に一日当たり約一万トンでございます。

北海道が食料基地として全国の食、命ともいうべきでありますけれども、命をつないでいるとすれば、物流網は命綱であるとも私は思っております。この命綱が切れてしまうと、本州以南については北海道からの食料が途切れることになりますが、北海道にとつても消費地そのものを失い、生産することができなくなってしまうわけであります。

北海道は、四方を海に囲まれて、本州と陸続きとなつてゐるために、農畜産物は主に海上輸送、鉄道の輸送をすることになつてゐるわけであります。そうした中、北海道は、鉄道の維持が大変困難な状況にあり、鉄道輸送が危機的な状況にあります。

先日、JA北海道グループの皆さん、農畜産物の鉄道貨物輸送力の確保を求めまして、石井国土交通大臣に面会をいたしました。私も同席させていただきましたが、農業にとっての物流の重要性について改めて深く実感をいたしたところでございます。

現在進められている日本産品の競争力の向上については、生産と同じく物流においても、いかに効率的なコストを実現するかは重要な観点である問題について、大臣のお考えをお聞かせいただけれどと思います。

○齋藤国務大臣 現在、人手不足などの理由でト

ラック輸送コストが上昇している中で、農産物の安定的な輸送を確保するためには、鉄道や船舶への切りかえも含めた物流の効率化に積極的に取り組むことが必要な現状であらうと考えています。特に、北海道のよう広大な生産地の農産物を遠く、遠くは九州まで効率的に輸送するためには、鉄道輸送の役割は非常に大きいものがあると考えています。

農林水産省におきましては、国土交通省、経済産業省のほか、全農、全日本トランク協会、日本物流団体連合会等と協力をしまして、鉄道や船舶での輸送を含めて効率的な物流対策の検討、実施に取り組んでおりまして、今後とも、国土交通省等と十分に連携をいたしまして、遠隔地への効率的な物流の実現に取り組んでまいりたいと考えています。

○佐藤(英)委員 ゼビ、御答弁のとおり、農林水産省としても推進のほどよろしくお願いをしたいと思います。

次に、先ほど宮路委員もテーマとされました、昨日の日中韓三カ国首脳会談についてお伺いをさせさせていただきたいと思います。

確かに、この隣り合う三カ国は、歴史的にも地理的にも、また文化的にも深い結びつきを持つております。互いに協力し合い、北東アジアの安全保障を安定させ、世界の成長と安定に寄与していくかなければならない存在であるとも考えます。

この首脳会談は、開催前から、その中身についてお聞きをいたしましたが、北朝鮮の非核化問題は無論とかねばならない存在であるとも考えます。

論がスタートすることになりますが、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃、緩和は重要な課題でありますけれども、北朝鮮の非核化問題は無論としてさまざまな期待と話題を提供してきたわけですから、まずはこれで、その解決に向けて全効力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨日行われた第七回日中韓サミットにおけると考えておりますので、その解決に向けて全効力で取り組んでまいりたいと考えております。

まことに御指摘の日中韓FTA交渉につきましては、御指摘の日中韓FTAの交渉加速化に向けて連携をしていくということで一致をしたところであります。

日中韓のFTA交渉につきましては、農林水産省としては、農林水産品について、貿易実態等を勘査しつつ、そのセンシティビティーに十分配慮しながら、しっかりと交渉に取り組んでいく、その方針でございます。

○佐藤(英)委員 着実に前進をされているということを伺いました。ぜひ今後ともよろしくお願い

する不当な輸入規制の問題であります。

この点について、今回、我が國から中国や韓国に対して新たなアプローチはされたのか、あるいは、中国や韓国側から何らかの発言があつたのか、また、今後のアプローチについて伺いたいと存じます。

さらに、三カ国による日中韓自由貿易協定、いわゆるFTA、並びに東アジア地域包括的経済連携、RCEPについて交渉加速化が確認されたと承知をしているところでありますけれども、農林水産大臣としては、今回のこうした動きについてどのように受けとめられているのか、お聞かせいただければと思います。

○齋藤国務大臣 日本農林水産物に対する輸入規制につきましては、日中韓三カ国首脳会談でどんな具体的なやりとりがなされたかなどということにつきましては私から申し上げることは差し控えさせたいと思いますが、ただ、中国に関しては、私と程永華駐日特命全権大使によつては、昨日、私と程永華駐日特命全権大使との間で、中国による放射性物質に係る日本産食品の輸入規制の問題についての共同専門家グループを立ち上げる、そういう覚書を交わしたところであります。

これによりまして問題解決に向けた具体的な議論がスタートすることになりますが、日本産食品等に対する輸入規制の撤廃、緩和は重要な課題でありますけれども、北朝鮮の非核化問題は無論としてさまざまなものであります。

また、昨日行われた第七回日中韓サミットにおけると考えておりますので、その解決に向けて全効力で取り組んでまいりたいと考えております。

まことに御指摘の日中韓FTA交渉につきましては、農林水産品について、貿易実態等を勘査しつつ、そのセンシティビティーに十分配慮しながら、しっかりと交渉に取り組んでいく、その方針でございます。

○磯崎副大臣 お答え申し上げます。

林野庁では、平成二十八年の北海道による台風十号による豪雨や、昨年の九州北部豪雨による森林災害等の発生を受けまして、全国の山地災害が発生するおそれのある森林を対象に緊急点検を実

施し、その結果、緊急的、集中的に流木対策が必要な箇所として約千二百地区を抽出したところでございます。

今後、おおむね三年をかけて、流木捕捉式治山ダムなどの治山施設の設置、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備等の対策を計画的に実施することとしており、平成二十九年度の補正予算及び平成三十年度の当初予算におきまして、既に千二百地区的うち約六割において着手を見込んでおるところでございます。

今後とも、こうした対策の着実な実施に努め、地域の安全、安心の確保に努めてまいりたいと思います。

○佐藤(英)委員 近年、温暖化による気候変動の影響で、我が国において一時間に八十ミリ以上の降水量を観測する回数も年々増加していると聞いております。また、地震や噴火も活発化しております。国土の七割を森林で占める我が国においては、山地災害の激甚化と頻発化のリスクが高まっています。

しかし、治山事業にかかる予算是十年前と比べて約六割程度に縮減されておりまして、昨今増大している山地災害への応急的防災措置と発災後の復旧に係る経費で大半を使っている状況であるのも事実であると思います。このまま災害復旧などの対策事業で多くの予算が消費されているのでは、事前防災などの予防的措置には十分に予算が回らないのではないかという不安を感じているところであります。

国民の生命、身体、財産を守るために、減災や事前防災に要する予算の拡充が必要であると考えますが、御見解を伺いたいと思います。

○沖政府参考人 お答えいたします。

近年、集中豪雨や地震等による大規模な山腹崩壊など激甚な山地災害が頻発しており、林野庁としては、平成三十年度においても治山事業五百九

十億円を確保し、土砂の崩壊、流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備や、樹木の根や下草の発達を促す間伐等の森林整備等を計画的に実施しているところでございます。

今後とも、地域の安全、安心を確保する観点から、事前防災、減災に資する国土強靭化に向けて効果的、効率的な治山事業を推進するため、必要な予算の確保に努めてまいる所存でございます。

○佐藤(英)委員 ぜひ、災害の拡大、また人命を守るために、しっかりと予算の確保をお願いいたします。

最後に、農泊について伺つてまいりたいと思います。

来日観光客は、ことし三月まで約七百六十二万人となり、昨年比で一六・五%増、二〇一五年と比べると、この三年だけでも約八五%も増加しております。こうした訪日客の多くが、次に訪日する際は農山漁村体験や四季の体験をしてみたいと考えているとの調査結果も出ております。

これから観光に農泊が果たす役割は大きいと考えますが、農泊は、外国人ではなく、都会に暮らす日本人にとっても魅力的な要素が多くあります。そこで、農泊業者など地域の関係者が一丸となつた取組等により、農泊を持续可能な産業とすることが立つていく可能性が高いとも考えます。

政府は、今年度、前年度比で二〇%の予算の積み増しを行い、六十億を計上して、ソフト、ハード両面での支援を進められております。

一二〇〇〇年度までに農泊を取り組む地域を全国で五百地域に拡大していくとの目標を掲げている

こととありますけれども、三月二十三日には農山漁村振興交付金の農泊推進対策の申込みが締め切られ、応募状況もまざまざだと聞いています。

今後我が国が観光立国として確立していくためには、農泊の盛否は極めて重要ではないかと考えますけれども、この成功の鍵となるポイントについてどのように捉えていらっしゃるのか、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

○野中大臣政務官 農泊については、国内外の観光客を農山漁村に呼び込み、日本ならではの伝統的な生活体験、また農村地域の人々との交流を楽しんでいただくことを目的として推進をしております。このため、観光客のニーズに応じた魅力ある観光コンテンツの創出、農林水産業者を始め旅行業者、宿泊業者など地域の関係者が一丸となつた取組等により、農泊を持续可能な産業とすることがポイントであります。

このよなことから、農林水産省といたしましては、平成二十九年度から農山漁村振興交付金に農泊推進対策を創設し、古民家を活用した宿泊施設の整備、地域の食材等を活用したメニューづくりなど観光コンテンツの磨き上げ、農泊に関係する地域の団体の役割分担や合意形成、運営組織の法人化等の体制整備等の支援を行つていているところであります。

先ほど先生がおっしゃられました、平成三十二年に向けての五百地域の創出ということでありますが、現在の農泊推進対策の実施状況、昨年度は二百六地域であります。先生の御地元は十四地域、北海道は十四地域ということになつております。

今後とも、農泊推進対策により、意欲のある地域を支援することを通じ、我が国の観光立国への推進に資するよう努めてまいりたいと存じます。

○佐藤(英)委員 今御答弁がございましたとおり、本当にこの農泊はやはり地方創生にもつながる一大事業でございますので、引き続き推進のほどをお願いしたいと思います。

また、今後やはりこの農泊が、公的支援に頼るのではなく、自立した産業として各地域でいかに発展し、定着させていくことができるかという観点が大変に重要なポイントでもあると思います。

次のステップとして、農泊が産業として自立するために、地域が感じている課題をいかに解決していくかということも重要な課題でありますけれども、農泊に取り組む団体の調査結果を見る

と、多くの団体が人材の確保が課題と考えているようございます。

各地で成功している地方創生の事例を見ても、取組の中核を担う人材の質が最も重要なファクターであることは明らかでありますけれども、農泊を担う人材について、どのような人材が必要であると考えるのか、またその人材の育成についてはどういう取組を進めようとしているのか、お聞かせいただければと思います。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

農泊を持续可能な産業としていくためには、観光客のニーズをきちんと把握していただくというマーケティングですが、それから、実際の農泊事業を運営いたします経営ノウハウを持つた人材といふものが不可欠であると考えておるところでございます。

このため、農林省といたしましては、農泊推進対策によりまして、農泊の取組地域が必要とする多様な人材を確保するために支援をいたしておるところに、農泊に取り組んでいる地域の皆様に対しまして、農泊先進地域のノウハウを伝えるセミナーですとかシンポジウム、こういったことを開催することで、人材の育成、確保に努めておるところでございます。

さらに、特に農泊地域だけではなかなか確保しがたい料理人の方などいろいろな専門的な人材につきましては、料理人と農泊地域のマッチングを支援することなども通じまして、必要な人材の育成、確保に努めてまいりたいと考えております。

○佐藤(英)委員 よろしくお願いをしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○伊東委員長 次に、初鹿明博君。

農水委員会で初めて質問をさせていただきまし。初鹿明博です。機会をいただきまして、ありがとうございます。私は今、超党派の議員連盟の公共事業チエック

平成三十年五月十日

六

議員の会の事務局長をさせていただきおりました。きょうは、その関係で、諫早湾の干拓事業のことについて質問をさせていただきます。今、皆さんのお手元に資料をお配りさせていただいてるんですが、御存じのとおり、非常にこの干拓事業をめぐっては混乱をしておりまして、主に漁業者の方々は、堤防を開じてしまつたことによって水質が悪化をし、漁業に甚大な被害を受けたということで開門を求めている。その一方で、農業の方は、いや、農業のために堤防を開いておいてくれ、そういう主張があつて、膠着状態が続いてきているということあります。

しかしながら、二〇一〇年に福岡高裁が開門を命じる判決を出して、それを国は上告をせずに、確定判決としてこの開門判決が決まつております。それで、毎日、漁業者に九十万円の義務違反の制裁金、間接強制金を支払つてあるという状況であります。それに対しても、去年の四月二十五日、皆さんのお手元にある資料の一枚目ですけれども、農水大臣が談話を出して、開門はしないで、基金をつくつて再生事業を行う、それで和解を進めるんだという、今までと大きく方針を転換するという方針を明確にするような談話を出して、福岡高裁も、事もあるうか、自分で開門しろという判断を出して、いたところが、開門をしないで基金での和解をということを勧めた、そういう事態になつてきているということあります。

そこで、まず、きょうは葉梨副大臣にも来ていただきしておりますが、こういう、国が訴えられて、國が負けて、何らかの義務を負つて、いろいろな補償をするとか、また、何か国の方で対策をしなきゃいけないという義務を負つてあるような判決が出たのに、それに従わない、従わなかつた、そういう例は今まであるんでしようか。○葉梨副大臣 お答えいたします。

非常に、諫早の件、複雑な事案であるということは御指摘のとおりだと思います。ただ、今委員

御指摘の、確定判決に従つていらないということの、どういう意味なのかということ、ちょっと必ずしも明確ではないのかなというふうに思つています。従来からなんですけれども、私どもとしては、国を当事者等とする訴訟における確定判決には適切に対応させていただいているという旨、答弁させていただいております。

○初鹿委員 適切に対応しているということですが、この判決については、義務に従わないで、間接強制金ということで事実上のペナルティーを受けているわけですよね。それは事実だと思います。それも毎日九十万円支払つてあるんです。それが、受け取る側は九十万円もらうからいいだろうみたいに思う方もいるかもしませんが、漁業者一人当たり二万円なんですが、全部実は収入認定されてしまつて税金もかかるわけですよ。そうなると保険料が上がつたりとか、ある意味、もうう側も非常に迷惑な存在になつてきているということも言われております。

こうしたことを持つと今まで続けてきていると当事者に対して迷惑をかけているというのは非常に対応としてはまずいのではないかなどということを指摘させていただきます。

その上で、一枚目の資料を見ていただきたいんですが、この干拓事業というのは何のためにやつたのかといつたら、干拓地をつくつてそこで農業をやつと手をつけられるようになつて、この干拓地は稻作は認められないで畑だけになつていてただいておりますが、こういう、国が訴えられて、何らかの義務を負つて、いろいろな補償をするとか、また、何か国の方で対策をしなきゃいけないという義務を負つてあるような判決が出たのに、それに従わない、従わなかつた、そういう例は今まであるんでしようか。

○葉梨副大臣 お答えいたします。

今まで、農家の方は開門に反対をしていて、開門を求める、そういう訴訟を提起したわけです。今までは、農家の場合は開門に反対をしていて、

農業のためにはあけられないんだと主張してきたわけですけれども、事態が変わつたと思いますよ、これは大きく、漁業者だけではなくて、本来の目的であつた農業をやつてゐる人たちがこんな農地では農業できないよと言ひ始めて、このことは私は農水省としては重く受けとめなければなりません。そういうふうに思つています。○初鹿委員 適切に対応しているということですが、この判決については、義務に従わないで、間接強制金ということで事実上のペナルティーを受けているわけですね。それは事実だと思います。それも毎日九十万円支払つてあるんです。これが、受け取る側は九十万円もらうからいいだろうみたいに思う方もいるかもしませんが、漁業者一人当たり二万円なんですが、全部実は収入認定されてしまつて税金もかかるわけですよ。そうなると保険料が上がつたりとか、ある意味、もうう側も非常に迷惑な存在になつてきているということも言われております。

こうしたことを持つと今まで続けてきていると当事者に対して迷惑をかけているというのは非常に対応としてはまずいのではないかなどということを指摘させていただきます。

その上で、二枚目の資料を見ていただきたいんですが、この干拓事業というのは何のためにやつたのかといつたら、干拓地をつくつてそこで農業をやつと手をつけられるようになつて、この干拓地は稻作は認められないで畑だけになつていてただいておりますが、こういう、国が訴えられて、何らかの義務を負つて、いろいろな補償をするとか、また、何か国の方で対策をしなきゃいけないという義務を負つてあるような判決が出たのに、それに従わない、従わなかつた、そういう例は今まであるんでしようか。

○葉梨副大臣 お答えいたします。

今まで、農家の場合は開門に反対をしていて、開門を求める、そういう訴訟を提起したわけです。今までは、農家の場合は開門に反対をしていて、

農業のためにはあけられないんだと主張してきたわけですけれども、事態が変わつたと思いますよ。特にこのマツオファームさん、私は去年、現地へ行ってお話を聞いてきましたけれども、ずっと十年間、リース料をちゃんと滞納なく払つてきているんですよ。きちんと営農されていた方なんです。そういう方に對して、滞納があつたら直ちに土地を引き渡すように、そういう念書を書けどこのことを公社が迫つて、そんな念書は書けない、念書を書かないんだつたらリース権の再設定しないということで再設定されていない、そういう状況なわけですよ。これも、非常に公社のやり方というのは強引だし、営農者をばかりにしていると思ひますよ。

それで、この出している資料を見ていただきた後、国におきましては、開門義務の履行に向けてさまざまな努力を重ねたわけございますが、それらの方々、諫早湾周辺の農業者の方々ですとか地域住民の方々の硬な反対によりまして事前に開門することは著しく困難な状況にあつたところです。

二十二年の開門を命ずる福岡高裁の判決が確定しました後、国におきましては、開門義務の履行に向けてさまざまに努力を重ねたわけございますが、それらの方々、諫早湾周辺の農業者の方々ですとか地域住民の方々の硬な反対によりまして事前に開門することは著しく困難な状況にあつたところです。

今回、今先生お話しございました當農者の方の訴訟でございますけれども、長崎県農業振興公社から干拓農地の利用権の設定の更新が認められない二名の方がいらっしゃいますけれども、その方が国と長崎県などを被告といたしまして、調整池を基地とする野鳥による食害の損害賠償と排水門の開門を求める訴えを提起して、現在、長崎地裁において係争中であるものでござります。

個別の訴訟についての国の考え方につきましては、それぞれ訴訟の場においてきちんとお示しをいたいと考へております。

なお、この二名の方に対しましては、長崎県の農業振興公社側の方は土地の明渡しを求めて提訴をしているというふうに承知をしております。

○初鹿委員 この二名の方が公社からリースの再設定を行われなかつた理由というのがあるわけですか。

今は本明川の河口に近いところで用水をとつていいわけですが、そもそも本明川から取水をするということを検討した方が農業にとっては適切だと思いますが、いかがでしょうか。

ニシカワ、調査地のやの農業用への利用

ますけれども、私ども、干拓事業を実施してハサ

仮に開門した場合にはどうなるかということを調べておきましては、塩分濃度が上昇をいたしまして、農業用水としての利用は困難になるという結果が得られているというふうに認識をしておるところでございます。

ます。
ここを見ていただければ、農水省が非常に執拗に漁業団体に対して、まず会議を開けだとか、そこでいろいろな支配、介入とも言えるようなことを行ってきているということが示されておりまします。そして、更に言うと、この一番下の行から「わたしたちが驚いたのは、二月十日の土曜日こ

の御議論、そういうた組織内での討議が重ねられて、その結果、自主的な判断に基づいて取りまとめられたものと承知をいたしておりますて、国が漁協にこういう文書を出せというようなことを働きかけたということはございません。

○葉梨副大臣 御指摘の委員会でございますけれども、本件新公を担当していた公務員事一名が出

中で、平成十二年度以降、長崎県の総合農林試験場の御協力もいただきまして、農業者の参画も得 minden kōtai mo itadakimashite、nōgeisha no shinmei mo deki

まして造成農地への導入予定作物ハレイシなどですが、タマネギですか、レタス、キャベツなどを葉物野菜につきまして、試験栽培を当時から実施いたしております。その結果、目標と同程度あるいはそれ以上の収量、品質が確保されるという結果が得られたことをもちまして、その上で、干拓事業完了後の二十年度から営農が開始されるところでございます。

それでは、農業生産が行われる際、農地の水を利用した農業生産を行われておるわけでござりますけれども、先生いろいろお話をございました、砂れきが詰まるとかそういうことについても、きちんとろ過装置をつけられたことについても、きちっと農業上の努力、技術指導などをさせていただいておりまして、そういった努力もございまして、干拓地の農業生産は順調に推移をしてきて、いると私ども認識をしているところでござります。

それから、温度変化につきましても、これも、環境モニタリングにおきまして、平成元年から、縮切り前後を通じて、諫早湾の干拓周辺農地の四地点で気温の観測などをやってきておるところでござりますけれども、潮受け堤防の縮切りに伴う顕著な変化というものは見られていないというふうに認識をしておるところでございます。

それから、本明川からとればいいではないかといふお話をございますが、これにつきましては、平成二十四年十二月に環境アセスをやりまして、今、私ども、諫早湾で農業用水を取水していたんでいる地点は、当然ながら、干拓事業の実施前は海域で塩水だったわけでござりますけれども、

仮に開門した場合にはどうなるかということを調べておきたいと思いますが、今の取水地點におきましては、塩分濃度が上昇をいたしまして、農業用水としての利用は困難になるという結果が得られているというふうに認識をしておるところでございます。

○初鹿委員 そうはおっしゃいますが、農業がうまくいっているんだつたら、こういう訴訟を提起するということにはならないんだと思うんですね。今回、営農者の方が開門しろと提訴したということは、農水省、もう少し真摯に受けとめるべきだということを申し添えさせていただきます。

では、次の資料を見ていただきたいんですが、まず裏面を見ていただきたいんですけども、これは、この前の五月の一日に、佐賀、福岡、熊本県の三県の漁協がこの和解勧告に関する議論の方というものを示しました。

これによると、開門をしないで基金案を進めてくれというような、そういうことを求めるような意見になつてゐるんですが、その前の新聞記事、四月二十五日の段階では、佐賀県の有明漁協は、三県の漁業団体に対して、開門をしない前提の和解協議を丸のみするのを避けたいといって、開門しない前提ということを明記しないでくれ、そういうことを決めていたわけあります。ほかの新聞記事などを見ていても、南北の五つの支所でも同じように、あくまでも基金との和解協議は別だということを言つておるわけです。しかしながら、こういう意見書が出てきた。

その背景には何があるかといつたら、農水省が執拗に漁業者団体に働きかけをして、そして、基金を受け入れないんだつたら有明海で今まで再生事業で使つてきた予算をもう一切つけないぞ、そういうおどしにも近いようなことをやつてきたんじゃないかということが言われているわけです。

ここに、次のページですけれども、裁判の一月二十六日、弁護団の最後の意見陳述書を添付しましたが、ちょっとこちらを見ていただきたいと思いますが、堀弁護士の書いた意見陳述書であり

ここを見ていただければ、農水省が非常に熱拗に漁業団体に対し、まず会議を開けだとか、そこでいろいろな支配、介入とも言えるようなことを行つてきているといふことが示されております。そして、更に言うと、この一番下の行から、「わたしたちが驚いたのは、二月十日の土曜日に開催された三県の会合には、農水省のみならず、本件訴訟を担当している訟務検事も出席していいた」ということなんですよ。訴訟をやっている検事が、ある意味予算権を持つていて農水省と一緒に行つて、和解協議が有利になるような、そういうことを整えるために漁業者団体にある意味圧力をかけるようなことをするというのを、私はいかがなものかというふうに思つてゐるんです。

そこで、伺います。

まず、農水省は、このような形で漁業者団体

二、口説をうけたことはない。二つままでございません。

○葉梨副大臣 御指摘の委員会でござりますけれども、本件訴訟を担当していた訟務検事一名が出席していた、このことは事実でございます。ただ、これにつきましては、訴訟追行に向かった準備行為の一環として出席したものと承知しております。

○初鹿委員 副大臣、これは不適切だと思ひませんか。

訴訟を担当している検事が、訴訟を有利に進めるために、特定の団体に行つて、しかも予算権を持つている農水省と一緒に行つて、そして国にとつて有利な結論を出すように求めるという行為は、まことに、非常識であります。それで、裁判所

和角第の直指となるこの基金の受け入れとしないものをするように、その裏として、基金を受け入れなければ予算を削減するかのような、そういうことを言つて団体の意思を変更させるというか、意思を形成するようなことをしたのかどうかといふことをまず伺いたいと思います。

そして、法務省の方には、まず、二月十日に訟務検事が本当にここに出席したのかどうか、そのことをお答えいただきたいと思います。

○葉梨副大臣 御指摘の委員会でござりますけれども、本件訴訟を担当していた訟務検事一名が出席していた、このことは事実でございます。
ただ、これにつきましては、訴訟追行に向けた準備行為の一環として出席したものと承知しております。

○初鹿委員 副大臣、これは不適切だと思いませんか。

訴訟を担当している検事が、訴訟を有利に進めるために、特定の団体に行って、しかも予算権を持つていてる農水省と一緒に行って、そして国にとつて有利な結論を出すように求めるという行為は、私は、非常に不適切だと思いますし、裁判の公平性を損なう行為じやないかと思いますよ。

ほかの訴訟で、例えば刑事裁判とかで考えてみてくださいよ。検事さんが、被告の証拠になるような方のところに行つて、お金を、金錢をちらつかせて有利になるような証言をしてくれなんといふことを言つたら、それは大問題になるじゃないですか。

そして、一番の問題は、漁業者の中の分断を求めて、その結果、自主的な判断に基づいて取りまとめられたものと承知をいたしております。漁協にこういう文書を出せというようなことを働きかけたということはございません。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。
　　本年の三月五日に、福岡高裁から開門しないことを前提とした和解勧告が行われたわけでございまして、私ども、それ以降、和解協議の場などを通じまして、開門しないことを前提とした和解が実現できるよう、真摯に努力をさせていただいておるところでございます。

○葉梨副大臣 まず、訴訟を担当している検事が、その御議論、そういうた組織内での討議が重ねられて、その結果、自主的な判断に基づいて取りまとめられたものと承知をいたしておりまして、国が漁協にこういう文書を出せというようなことを働きかけたということはございません。

○葉梨副大臣 御指摘の委員会でござりますけれども、本件訴訟を担当していた訟務検事一名が出席していた。このことは事実でございます。

ただ、これにつきましては、訴訟追行に向かおうとして、準備行為の一環として出席したものと承知しております。

○初鹿委員 副大臣、これは不適切だと思ひませんか。

訴訟を担当している検事が、訴訟を有利に進めるために、特定の団体に行って、しかも予算権を持つている農水省と一緒に行って、そして国にとって有利な結論を出すように求めるという行為は、私は、非常に不適切だと思いますし、裁判の公平性を損なう行為じゃないかと思いますよ。

ほかの訴訟で、例えば刑事裁判とかで考えてみてくださいよ。検事さんが、被告の証拠になるような方のところに行つて、お金を、金錢をちらつかせて有利になるような証言をしてくれなんということを言つたら、それは大問題になるじゃないですか。

そして、一番の問題は、漁業者の中の分断を求めているようなことになるわけですよ。裁判を行つてある原告の方も漁業者ですよ。そういう方にとって、仲間が和解の方に行くということになつて、そこで分断工作をするようなことを訴訟を担当している検事がやるのは私は不適切だと思ひますが、いかがですか。

一方、先生お話をございました、五月一日に佐賀、福岡、熊本の三県の漁業団体の代表の方々が共同で記者会見をなさいまして公表された文書というのがあるわけでございますが、これらの文書につきましては、それぞれの漁業団体の中でのいろいろな議論、あるいは三県漁業団体が集まつて

○葉梨副大臣 御指摘の委員会でござりますけれども、本件訴訟を担当していた訟務検事一名が出席していた、このことは事実でございます。

ただ、これにつきましては、訴訟追行に向けた準備行為の一環として出席したものと承知しております。

○初鹿委員 副大臣、これは不適切だと思いませんか。

訴訟を担当している検事が、訴訟を有利に進めるために、特定の団体に行つて、しかも予算権を持つている農水省と一緒に行つて、そして国にとつて有利な結論を出すように求めるという行為は、私は、非常に不適切だと思いますし、裁判の公平性を損なう行為じゃないかと思いますよ。

ほかの訴訟で、例えば刑事裁判とかで考えてみてくださいよ。検事さんが、被告の証拠になるような方のところに行つて、お金を、金銭をちらつかせて有利になるような証言をしてくれなんということを言つたら、それは大問題になるじゃないですか。

そして、一番の問題は、漁業者の中の分断を求めているようなことになるわけですよ。裁判を行つてある原告の方も漁業者ですよ。そういう方にとって、仲間が和解の方に行く、ということになつて、そこで分断工作をするようなことを訴訟を担当している検事がやるのは私は不適切だと思いますが、いかがですか。

○葉梨副大臣 まず、訴訟を担当している検事というような御指摘でございましたが、これは刑事裁判における検事とは違いまして、訟務検事といふ名前でありますけれども、国にかかる裁判の指定代理人人ということでござります。

ただ、個別の事案につきまして、個別の訴訟に関することについてはお答えを差し控えさせてい

でござります。

ただきたいと思いますが、一般論として申し上げますと、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律、いわゆる法務大臣権限法第八条においては、いわゆる先ほどの指定代理人は、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有するものと規定されています。

指定代理人が、訴訟追行をすることはもちろん、訴訟追行に向け種々の事件関係者と打合せをするなど、訴訟追行に向けた準備行為をすることは当然にあり得ることだと考えております。

○初鹿委員 一般的の検事とは違つていうのはわかりますよ。むしろ訴訟の当事者でありますからね。でも、その当事者が、予算の配賦権を持つている農水省と一緒に、団体に対しても有利になるようなことを求めていくというのは、私は不適切だと思います。皆さん方はそうじやないという主張をされるのかもしれません、私は、裁判の公平性に非常に疑義を呈するようなことになりかねないんじやないかということを指摘させていただきます。

農水省に伺いたいんですけれども、そもそも基金案というのは、平成二十七年に、漁業団体の方から、有明海の再生のために基金をつくりつて再生事業を行つてくれということを先に提案していたんですよ。そのときはそれを受け入れずに拒否をしておいて、今回和解の引きかえとして基金案を持ちってきたというのは、非常にアンフェアじやないかと思うんですね。では、何で二十七年のときは基金案を受け入れなかつたんですか。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年の五月に、佐賀、福岡、熊本三県の漁業団体の皆様方から、有明海の再生に向けて、漁業者が機動的な取組を行うことが可能となる仕組みとしての基金的予算の要望をいただいたところでござります。

その要望に対しましては、当時、通常、基金方式は、その必要性を厳格に検討して、極めて限定的に用いられているものであるということをござ

いますので、基金の創設は原則として困難であるということを御回答申し上げたところでござります。○初鹿委員 そのとき困難だけれども、今度は困難じゃなくなつた、その理屈がよくわかりませんけれどもね。和解を前提に、裁判を終結することができるなら、ということを言いたいのかもしれません。が、私は、そのときに断つておいて今回は持つていくというのは非常に問題じやないかなと、いうふうに思います。

そして、そもそもこれまで、基金をつくらなくとも一千億ぐらいかけて有明海の再生事業を行つてきてるわけですが、一千億かけても有明海の水質の状況はさほど、悪化はしなかつたかもしませんが、改善はしていないし、漁業への影響もなかなかまとまつてないわけです。ですから、ここで百億円の基金を積んだところで、私は状況は変わらないと思うんですよ。

やはり最初の原点に戻つて、福岡高裁が最初に命じたように、開門をして水質がどうなるのか調査するべきだと思います。この判決も、ずっと永久にあけつ放しにしろということを言つているわけではなくて、開門して調査しろということなのですよ。ぜひこれは開門をやつていただきました。やはり最初の原点に戻つて、福岡高裁が最初に命じたように、開門をして水質がどうなるのか調査するべきだと思います。この判決も、ずっと

わかれではなくて、開門して調査しろということな命じたように、開門をして水質がどうなるのか調査するべきだと思います。この判決も、ずっと

わかれではなくて、開門して調査しろということな命じたように、開門をして水質がどうなるのか調査するべきだと思います。この判決も、ずっと

の、何年間かにわたって調査して、そして水質がよくなるのかどうか確認しましようよ。そうじやないと、恐らく、このまま基金案をつくつても、感情的なしこりはすつと永遠に残り続けると思うんですよ。ぜひ、ここを一回、確かに談話を出して決めたのかもしれません、農業者も提訴をしができるなら、ということを言いたいのかもしれません。が、私は、そのときに断つておいて今回は持つていくというのは非常に問題じやないかなと、いうふうに思います。

○齊藤国務大臣 きましては、御案内のように複数の訴訟が提起をされておりまして、開門と開門禁止といった、裁判所の判断も相反するものが存在する状況となつています。また、今、初鹿委員がおつしやいましてある、そして経緯も積み重なつてきている。

そういう状況を何とか打開して問題を解決、そのためには、平成二十二年の開門を命ずる福岡高裁判の判決が確定した後で、現場での工事着手を試みるなど、国は開門義務の履行に向けて努力を重ねてきたんですけれども、現実に開門することは著しく困難な状況にあるという判断。それから、同判決が確定した後は、開門しない方向での司法判断が重ねられてきているという経緯、こういうことを総合的に考慮した結果、諫早湾周辺の農業者や地域の方々が抱える不安を払拭するとともに、漁業者の方々の思いである有明海の再生、これを速やかに進めるためには、開門しないといいう方針のもとで、基金による和解を目指すことが最もの方策なんだろうということで判断をさせていただいたわけであります。

開門問題をめぐらましては、三月五日には福岡高裁から、開門しないことを前提に開門にかかる基金等の方策による解決を図ることが、現在の混迷、膠着した状況を打開する唯一の現実的な方策という和解勧告も出されております。また、御案内の一月一日には、佐賀、福岡及び熊本の三県の漁業団体が一致して、開門しない前提の和解協議を進めてほしい旨を文書で表明されているところ

でござります。

私は、これらのこととは全ての関係者において重く受けとめるべきものと考えております。国としては、現在、福岡高裁の請求異議訴訟で行われる和解協議におきまして、開門によらない基金による和解に何とか至れるよう、関係省庁と連携して真摯に対応してまいりたいと考えています。

○初鹿委員 三漁協のこの意見書、最後の三行を改めて読んでもらいたいんですけれども、「有明海の再生のためには、開門調査を含む有明海の環境変化の原因究明が必要だ」という思いは今も変わりありません」と。和解協議、受け入れられるけれども、開門調査はやはりやつてほしいというのが漁業者の願いですから、そこはやはり真摯に受けとめていただき、私は開門調査、ぜひしていただきたいというふうに思います。

東京オリンピック・パラリンピックが行われますが、ここで提供される畜産物のアニマルウエルフエアが、オリンピック組織委員会が作成した調達基準に含まれました。しかし、残念ながら、その内容を見ると、まだまだ世界の水準に至っていないんですね。例えば、ケージフリーの鶏卵を提供するというのが世界の水準になつていて、バタリーケージで飼育している、そういう鶏卵でもよいということになつていて、世界ではもう認められていない妊娠ストールの豚、豚を妊娠ストールで飼育するというのもここでは許容されたりということであります。

そういう状況であるんすけれども、日本として、これから日本の畜産の食品などを輸出をして、これから日本の畜産の食品などを輸出をして、これで、これから日本の畜産の食品などを輸出をして、これが競争力ということを考えたら、こういう低いレベルのアニマルウエルフエアで満足しているわけにはいかないと思うんです。もっとより高いアニマルウエルフエアに配慮した畜産物を調達できるようにしていくことが

必要だと思いますが、農水省としてどのような取組を行っていくのか、いこうとしているのか、また行っているのか、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○伊東委員長 磯崎農林水産副大臣、時間が来ておりますので、簡潔に答弁をお願いします。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

昨年四月に東京二〇二〇組織委員会から示された持続可能性に配慮した調達コードでは、畜産物の提供事業者に対して、アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針を満たすことが求められており、この要件を満たす方法としてGAP認証取得等の取組が明示されています。

このため、農林水産省としては畜産におけるGAP取組を拡大するため、平成三十年度において、日本版畜産GAPの指導員等の育成及び生産者による日本版畜産GAPの認証等の取得、日本版畜産GAPの認証取得に向けた準備段階の取組となるGAP取得チャレンジシステムの普及の推進等について支援をしており、この中でアニマルウェルフェアについても時間をかけて研修等を行っているところです。

このように、二〇二〇東京大会において、その調達基準を満たす畜産物が十分供給されるよう努めるとともに、これを一つの契機として、我が国の畜産業におけるアニマルウェルフェアの定着、向上が図られるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○初鹿委員 済みません、質問がちょっと残っています。ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、神谷裕君。

○神谷(裕)委員 立憲民主党の神谷裕でございます。連日質問の時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

きょうは一般質疑に当たつて漁業の問題に触れます。お話を聞かせていただきたいと思つております。特に、私、水産に関心があるのですから、

きょうは一般質疑に当たつて漁業の問題に触れます。

一番最初なんですけれども、大臣、先日ノルウェーに御出張なされたというような報道を実は伺いました。水産の現場を見て回り、漁業者の皆さんとも意見交換をされたと伺っております。また、現地の漁業大臣とも意見交換等を行われ、水産政策等についても大いに見知を広げてこられたんじゃないかなというふうに思います。

○齊藤国務大臣 今回、我が国における水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化 この両立のための検討に資するように、五月一日から三日までノルウェーを訪問いたしました。

具体的には、サンドバルグ漁業大臣と両国の水産政策に関する意見交換を行いまして、捕鯨に関する連携など水産分野における協力を始めといたしまして、両国間の経済関係のさらなる発展を目指すべきとの認識を共有したところであります。また、少人数で効率化されたまき網の漁船、これに乗らせていただきましたし、それから自動化、などの意見交換の場を持たせていただいたといふことがあります。

そこで、率直に、大臣自身がお考えになる、漁業をめぐる私ども日本、我が国とノルウェーとの違い、あるいは、ノルウェーを見てこられまして、我が国にこれは導入すべきじゃないかなと思われた点、あるいは、これは難しいよねと思われた点、そういうたった諸点がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○齊藤国務大臣 まず、ノルウェーと我が国では、全生産量の八割を占める魚種の数でありますと、ノルウェーは八種類なんですが我が国は十六種と魚種が多様になつております。漁業種類も、全生産量の九割を占める漁業種類が、ノルウェーの二種に対して日本は十一種ということになります。

また、養殖につきましても、ノルウェーでは

十分承知をしておりますけれども、我が国における水産業の成長産業化のための検討の参考事例と

して活用させていただくとともに、今回の訪問がノルウェーとの友好関係発展のさらなる一助になればというふうに思つておるところです。

○神谷(裕)委員 まことにいろんなものを見てこ

いなと思う次第でございます。

ノルウェーは、御存じのとおり水産輸出の大好きな国でございます。そういった国を念頭にした上で、政府が進める今後の漁業の成長産業化というものを考えたときに、いい意味でも、あるいは余りいい意味ではなくても、参考になる事例はたくさんあつたんじゃないかなというふうに思います。

しかし、我が国の漁業とは根本的に違うさまざまなかな状況がやはりあるんだということです。

今ほども齊藤大臣からもお話をございました。こういった状況を考えれば、単純にノルウェーの成功事例を我が国に当てはめるということにはなかなかならないのかなというふうにも私も思いました。

そこで、率直に、大臣自身がお考えになる、漁業をめぐる私ども日本、我が国とノルウェーとの違い、あるいは、ノルウェーを見てこられまして、我が国にこれは導入すべきじゃないかなと思われた点、あるいは、これは難しいよねと思われた点、そういうたった諸点がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○齊藤国務大臣 まず、ノルウェーと我が国では、全生産量の八割を占める魚種の数でありますと、ノルウェーは八種類なんですが我が国は十六種と魚種が多様になつております。漁業種類も、全生産量の九割を占める漁業種類が、ノル

ウェーの二種に対して日本は十一種ということになります。

また、養殖につきましても、ノルウェーでは

十分承知をしておりますけれども、我が国における水産業の成長産業化のための検討の参考事例と

して活用させていただくとともに、今回の訪問がノルウェーとの友好関係発展のさらなる一助になればというふうに思つておるところです。

○神谷(裕)委員 まことにいろんなものを見てこ

方は共通しているなということをしみじみ実感いたしました。

特に私が感じましたのは、ノルウェーでは、ニシンやタラの資源危機がございまして、このとき

船の大型化ですか省力化等による生産性の向上、さらには海外市場の徹底したマーケティング

に基づく輸出拡大等に取り組んできたということです。一九九〇年代以降、厳格な漁獲量の管理を導入して、そして資源回復に成功して、さらには漁船の大型化ですか省力化等による生産性の向上、さらには海外市場の徹底したマーケティング

に基づく輸出拡大等に取り組んできたということです。今ほども齊藤大臣からお話をございました。こういった状況を考えれば、単純にノルウェーの成功事例を我が国に当てはめるということにはなかなかならないのかなというふうにも私も思いました。

そこで、率直に、大臣自身がお考えになる、漁業をめぐる私ども日本、我が国とノルウェーとの違い、あるいは、ノルウェーを見てこられまして、我が国にこれは導入すべきじゃないかなと思われた点、あるいは、これは難しいよねと思われた点、そういうたった諸点がありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○齊藤国務大臣 まず、ノルウェーと我が国では、全生産量の八割を占める魚種の数でありますと、ノルウェーは八種類なんですが我が国は十六種と魚種が多様になつております。漁業種類も、全生産量の九割を占める漁業種類が、ノル

ウェーの二種に対して日本は十一種ということになります。

また、養殖につきましても、ノルウェーでは

十分承知をしておりますけれども、我が国における水産業の成長産業化のための検討の参考事例と

して活用させていただくとともに、今回の訪問がノルウェーとの友好関係発展のさらなる一助になればというふうに思つておるところです。

○神谷(裕)委員 まことにいろんなものを見てこ

ます。

対象魚種は本当に八割を占める、今御紹介いた

だきましたけれども、我が国がおよそ十六種、ノ

ルウェーは八種でございまして、ノルウェーの漁

業が輸出志向性が非常に高い、そして、我が国ではどちらかといふと自國向け消費を中心とした漁業であるということなど、さまざまに違いがあるというふうに思います。もちろん、自然条件の違いや漁業をめぐる伝統なども違うわけでございまして、そこから起因する漁業に対する考え方であるとか、あるいは資源管理の方法なども当然違つてくるのかなというふうに思つていています。

公海漁場で輸出向けに少ない魚種をとっているノルウェーの漁業と、沿岸域や沖合あるいはその他公海域での遠洋漁業も含めた自国民向けの食料供給を中心多く多様な漁業を行つてゐる我が国の漁業では、漁業の成長産業化といつても、やはり大臣の御所見をいただきたいと思います。

○齊藤国務大臣 基本的には考え方と同じくするものだと思います。

我が国の漁業は、ノルウェーと異なる自然条件や、あるいは漁業の発展の歴史的背景も違います。漁獲、養殖される魚種が我が国の場合は大変豊富で、それから大規模で効率的な遠洋、沖合漁業、あるいは小規模で高付加価値な沿岸漁業、それから魚類のみならず貝類や藻も含めた養殖業など、多種多様な漁業種類が営まれている点は、大きく異なるわけであります。

我が国のそういう漁業の成長産業化を進めるに当たりましては、ICTを活用した漁獲ですとか販売手法、こういう点はノルウェーのよいところを取り入れる余地はあるのではないかと思いますけれども、我が国の漁業の特徴を踏まえた対策というものが大事だというふうに、当然、認識をしております。

農林水産省としては、今回の水産政策の改革で、我が国の水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させるということに力を入れていただきたいと思つていてますが、実際に現場で漁業に從事する漁業者の方々が改革の成果を実感できなかつたことから、昨年四月に策定された水産基本計画におきましても、持続可能な漁業の確立の項目の中で、漁船の大型化による居住環境の現状にございます。あるいは、これは我が国の遠

きや意味があつませんので、我が国にふさわしいやり方の検討を深めてまいりたいと考えております。

○神谷(裕)委員 今、本当に大事な点をおつしやられていました。

ICTを使われた販売の方法というか売り方ども、水産庁の方でもこれまで、例えば浜の方で高度化であるとか、あるいは高付加価値になるようないうところ、やはり、売り方についてはまだまだ工夫の余地があるなと思つておりますし、あるいは水産庁の方でもこれまで、例えは浜の方で高度化であるとか、こうじやないかというようなことでさまざまな御尽力いただいていますし、さまざまな政策を打つていただきました。

ただ、それとしても、まだまだ、なかなか対応化できていないよな、あるいは市場の需要もあるのかもしませんけれども、なかなか高い形で売つていけていないなど思つてますので、そういうふうに思つてます。大臣が見てこられた見聞というのを今後反映させていただけるとありがたみなといふうに思つてございます。

私自身もノルウェーの漁業を見ていて、大変にうらやましいなというふうに思つてゐる点が一つございまして、それは、さつき大臣もおつしやつてましたけれども、船が大きいといふうなこともありまして、漁船の、漁業船員の居住性の問題、これは本当に物すごい違ひがあるなど。船に乗つてこられたので、恐らくその実感をお感じになつてゐるんじゃないかなと思つますけれども、もちろん、ヨーロッパの漁船を見ていますと、一人一人の船員の居室があり、あるいは個室であつたので、恐らくその実感をお感じになつてこられたので、恐らくその実感をお感じになつてゐるんじゃないかなと思つますけれども、

その背景には、我が国のトン数規制のあり方であるとか、あるいはヨーロッパは漁船についてはメートル規制になつてますから、そういう規制のあり方の違いも当然にあるんだろうと思うわけなんですねけれども、やはりここは、最近、漁船の船員のなり手になる若い方も少なくなつてゐる現状にございます。あるいは、これは我が国の遠

洋漁船の場合も特にそんなんですけれども、なかなか乗つてこないものですから、そもそも運航そのものは大丈夫なのかみたいな話も出てきてるような状況にあるわけですね。

そういうことを少しでもいわば緩和をしていいうところ、やはり、売り方に思つてますけれども、まだまだ、なかなか対応化できていないよな、あるいは市場の需要もあるのかもしませんけれども、なかなか高い形で売つていけていないなど思つてますので、そういうふうに思つてます。大臣が見てこられた見聞というのを今後反映させていただけるとありがたみなといふうに思つてございます。

ただ、それとしても、まだまだ、なかなか対応化できていないよな、あるいは市場の需要もあるのかもしませんけれども、なかなか高い形で売つていけていないなど思つてますので、そういうふうに思つてます。大臣が見てこられた見聞というのを今後反映させていただけるとありがたみなといふうに思つてございます。

改善や安全性の向上が必要としているところでございます。

水産庁といたしましては、もうかる漁業創設支援事業の活用などによりまして、居住性などにすぐれた漁船の導入をこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。

大臣、日本の漁船に乗つたことはございました。

○齊藤国務大臣 何度かございました。

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。

そうしますと、もう言わなくておわりになります。この点についてのお考えを伺わせていただけたらと思います。

○長谷政府参考人 重要な御指摘、視点だとうふうに思ひます。

漁船のトン数につきましては、委員十分御承知のとおり、漁業調整や資源管理の觀点から、船の大ささが漁獲能力の大きさを反映しているものとして、漁業許可制度の中でこれまで制限してきたところでございます。

しかし、私も、日本漁船はもぢろん、ノルウェーの漁船 双方乗つた経験から、居住性の違い、実感しております。特に日本の沖合漁船との比較をすると、かなり違うなということでありますし、また、課長時代、大きな転覆事故なども体験しているというようなことがあります。

そういうことから、これまでも、基本は今言いまたように船の大きさ、トン数でということなんですけれども、漁船の安全性ですとか乗組員の居住性を確保するための増トン、規制緩和なども体験してきました。

そういうことから、これまでも、基本は今言いましたように船の大きさ、トン数でということなんですが、乗組員の居住性を確保するための増トン、規制緩和なども体験してきました。

しかし、今はなかなか収益が上がらないなど、厳しい経営を余儀なくされる漁業の方々が大勢おられました。しかし、水産庁を始め、収益構造を改善させたために、例えば漁業の構造改革としての減船支

援、あるいは燃料代や漁具高騰時の支援、つまりは、ますますこれから重要なことだというふうに認識しております。

このよなことから、昨年四月に策定された水産基本計画におきましても、持続可能な漁業の確立の項目の中で、漁船の大型化による居住環境の現状に見ております。

そういう漁業経営そのものについての支援のあり方について、今の漁業改革の方向性ではなか

なか、もちろん、めぐりめぐつて経営そのものに
きいてくる面があるとは私も思います。ただし、
直接的な経営支援策あるいは経営安定策といふと
ころまではなかなか見えないのかなというような
イメージがございまして、こういった直接的なもの
の、これまでやつてきていただいていますけれ
ども、そういうものの今後の方向性を含めてお
話をいただけたらと思います。

す。 めで
御要望がたがた申し上げさせていただきま

資源管理の方法についてでござりますけれども、先般大臣も言及されました、「水産政策の改革の方向性」でも議論されておりますアウトプットコントロール的な考え方、こういったものを検討されていると思います。

任が明確化されることによりまして、より緻密な数量管理が可能となるとともに、割り当てられた漁獲量を漁業者の裁量で計画的に消化することでの効率的な操業が促されるといったメリットが一般的には指摘されるということになります。

その一方で、漁業者ごとに個別で管理いたしまずから、監視コストが増大するといった課題も指摘されているところであります。

こうした点を踏まえた上で、先ほど大臣から御

うか、それと並行して IQについても、まき網の試験操業の件は言及されましたが、日本海のベニズワイ漁業ですとか、あるいはマグロ関係、これまでもやつてきたところであります。それを、更に権利性が強まるわけですけれども、譲渡性を持たせる、これは I-T-Q ということになりますけれども、そういう I-T-Q 方式につきましては、漁獲枠が一部の者に集積される中で漁業者が減少して、漁村社会に悪影響を及ぼすと

殖業生産量は、前年に比べ二十七万トン減少して四百三十六万トンとなつたものの、產出額は前年並みの一兆五千八百五十六億円となつております。そこで、生産量とは異なる傾向を示しております。こうした中で、漁業及び養殖業の平均產地価格につ

されておりましたけれども、TACについては、もう幾つかの魚種で我が国でも導入されているなとうふに思つておりますし、この国でも漁業とかの経験をもう有してゐるといふに思つてゐるところだござりますが、IQ、特にノル

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。説明したような日本の漁業の多様性など、合った活用方法について検討を進めていくふうに考えております。

踏まえ
性に見
たいと
す。
適切な資源管理や資源の合理的な活用が図られ
いた指摘ですか、操業実態のない者が投機的に割当てを売買することなどの懸念が指摘されて
いるところは承知しているところでございま

いとも上昇傾向で推移しているところです。もちろん、このことをもって漁業経営の状況がよくなつたとは一概に言えないと考えておりますけれども、これまで農林水産省が取り組んでまいりました、各漁村地域の漁業所得を五年間で一〇%以上向上させることを目標とする兵の舌力再

ウエーではIVQですが、ベッセルのQについて導入されていたというような話でございますけれども、やはり我が国は魚種が多い、漁法も非常に複雑であるよねというようなこともありますから、多様な魚種を漁獲する我が国の漁法には現実的ではない部もあるのかな、もちろん対応こなさる

I-Q、漁獲割当て量についてなんですかけれども、このI-Qそのもの、漁獲割当て量そのものというものが一体どういうものなのかな?ということをやはりもう一回考えなきゃいけないと私自身は思っています。

るよう、今後のI.Q方式の活用の検討を進めていきたいというふうに思つておりますけれども、そういうふた懸念も考慮をしながら、しつかりと検討を進めていきたいというふうに思つております。

生プランの推進、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業共済、積立貯蓄によります漁業収入安定対策の実施、そして、もうかる漁業、漁業構造改革総合対策事業等の施策が一定の成果を上げてきてるものとも認識しております。

ものもあると思いますし、対象にできないものもあるんだろうというふうに思ふんですけれども、一方で、IQ、特にIVQについては、我が国でも多少の経験があるというふうには聞いております。サバ類についての試験的なものが実施をさ

Q. 国別割当て量もそうですけれども、漁獲量そのものがやはり国民共通の財産であると思いますし、漁業者共通の財産。本来、漁獲できる権利と、いうのはそういうものだと私は思います。それを

可もそうだったんですけれども、時に物権的に相続もされた、あるいは売買もされたというような歴史があったと思います。ただ、これは実際に国から付与している、いわばどつていいよというぐらいの話でございまして、そこまで強固な

今後とも、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させながら、これら漁業経営の安定、改善が図られるよう、これからも必要な施策を講じていく所存でございます。

れているというふうにも記憶をしているところでござります。今回の御出張でも見てこられたと思いますけれども、こういったIQ制度のよい面や悪い面等あると思うんですけれども、仮に、IVQでもIQでもそうなんですが、我が国に置きか

個人に帰属させるわけでございますから、こういったI.Q.の場合の、漁獲権というのか漁業権といふのか、この扱いというのが非常になかなか、しっかりと考へなきゃいけないんだろうというふうに思うわけでござります。

ものかと言われば何とも言えない部分があつた
がなど。

今回の漁獲枠についても、本来、ナショナルク
オータ、これはやはり日本国全体の、国民の財産
だと思いますが、それをI.Q. 個人の枠に帰属せ
ざん。

しっかりとやつていただきたいと思います。
個人的には、浜プランもそうですがれども、積
立ぶらすであるとかセーフティーネット事業、こ
れは漁業者の方に、大変助かっているよというよ
うなお話を本当に多々聞いております。こういつ
たことが漁業者を支えてきた、今後も支えるだろ
うと思うわけでございますから、引き続きしつか
りと、漁業経営そのものを支えていくんだという

○長谷政府参考人　I・Q方式とは　TACを漁船や漁業者ごとに配分して漁獲を管理する方式であります。このうち、漁船の使用権が移転する場合に限つて漁船の漁獲枠の移転を認める制度をI・V・Q方式などと称しております。個々の漁業者に一
聞かせをいただきたいと思います。

本来、やはりこういったIQを付与する場合、漁獲権を付与する場合、この漁獲権そのものについての、権利と考えていいものなのか、あるいはこういったものは権利と解されるべきではないのか、こういったことを伺いたいと思います。いかがでしようか。

○長谷政府参考人 委員からも御指摘ありましたように、TAC制度が、もう二十年やつていて、

しめるとするならば、やはりここは厳格に運用していただきたいと思いますし、そういうった意味で、実際に漁獲を行えない方が漁獲枠を持つことについては厳格に、やはり違うんじゃないとかと私自身は思うわけです。そういういた意味で、I-T-Qまではやはり行き過ぎだらうと思いますし、I-Qもやはり厳密に考えなきやいけないんだろうと思つてゐるところでござります。

見はあると思うんですけれども、そういったことにぜひ御留意をいただきて、できることであれば、こういう方向に進まないような方向で私自身は進めていただきたいなと思う次第でございました。この点、御要望させていただきます。

時間になりましたので、残余まだたくさん水産の質問をしたかったのでございますけれども、時間がなくなりました。またの機会にさせていただけたらと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○伊東委員長 次に、後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 国民民主党の後藤祐一でございます。

まず冒頭、齊藤大臣に伺いたいと思いますが、

本日、予算委員会で、今、柳瀬元総理秘書官に対する参考人質疑が行われておりますが、経済産業省で、齊藤大臣が五十八年入省、柳瀬元総理秘書官が五十九年入省、一期下で大変親しい関係にあると思いますが、私も両方にお仕えしたことあります。

比較的自分勝手にどんどん進めちゃうタイプが多い

多い経産省の方の中で、柳瀬元総理秘書官というのは、割合上司に忠実に、大変記憶力のいい、口ジカルな方だと私は印象として残つておるんですが、齊藤大臣の印象をお答えいただけますでしょうか。

○齊藤国務大臣 柳瀬さんと一緒に私も仕事をし

たことがありますし、自動車交渉を私は米州課で彼が自動車課で、まさに厳しい交渉を一緒にやつておりました。

その当時は、おっしゃるように非常に堅実な仕事をされる方だつたなと思いましたし、確かに上司の言

うことと、後藤さんと比較してどうだったかはちょっとよく覚えておりませんが、堅実な仕事をされ

される方だつたなと思っています。

○後藤(祐)委員 私も上司に忠実に仕事をしていつもでございますが、御答弁ありがとうございます。与党の先生方、ありがとうございます。

受けていただきいて。

もう一つ、ちょっと通告にはないお話をですが、大事な話なので大臣に伺いたいと思いますが、き

のう、日中韓の首脳会談がございました。その場で、日中韓のFTAの交渉の加速化で一致したと

いう報道が、これは一部毎日ですとか時事ですとか、農業新聞にもありました。

この日中韓のFTAというのは、いろんなメリット、デメリットあると思いますが、特に農林水産業の観点から懸念もあると思います。これが

進んでいくことについて、私はやや農林水産業の観点からは懸念材料も多いんじゃないかなと思いますけれども、齊藤大臣の印象をお答えいただけますでしょうか。

○齊藤国務大臣 当然、交渉でありますから、さ

まざまなことが懸念されるわけでありますけれども、私どもとしては、従来の通商交渉に臨む方針

は一貫をしておりまして、貿易実態をしっかりと見きわめて、センシティビティーにしつかり配慮をして、間違いない交渉を進めていくというその方針は、本件においても変わりはありません。

○後藤(祐)委員 ありがとうございます。

これは、政治的な意味合いもいろいろあるで

しょうし、ただ農業だけで判断してはいけないのかもしれませんが、やはり特に中国は日本に対し

かともしませんが、やはり特に中国は日本に対し

ての農林水産品の輸出も多いですし、あるいは、韓国は米を始めとして日本と重なるところもいろいろござります。

この森林環境税、森林の支援策としての財源と

きょうは、総務省から奥野副大臣にお越しいた

だいでおります。ありがとうございます。

この森林環境税、森林整備等が使途の中心

であることを踏まえて、私有林人工林面積と林業就業者数で合わせて七割にするとともに、木材利用の促進や普及啓発などというふうにしてい

ます。 そもそもから申上げると、市町村にかかる森林環境税の使途については、間伐等の森林整備とか、人材育成、担い手の確保、あるいは木材利用の促進や普及啓発などというふうにしてい

るわけであります。 また、譲与基準については、これらの使途と相関の高い指標として、私有林人工林面積で五割、林業就業者数で二割、人口三割というふうにして

いるござりますから、慎重に御対応いただきたいということを申し上げておきたいと思います。 それでは、本題に入りたいと思いますが、まず、森林環境税についてお聞きしたいと思います。

この当時は、おっしゃるように非常に堅実な仕事をされた方がいたなと思っていましたし、確かに上司の言

うことと、後藤さんと比較してどうだったかはちょっとよく覚えておりませんが、堅実な仕事をされ

られる方だつたなと思っています。

○後藤(祐)委員 私も上司に忠実に仕事をしていつもでございますが、御答弁ありがとうございます。与党の先生方、ありがとうございます。

受けていただきいて。

ど関係のない東京のど真ん中の自治体が、人口だけ多いということでお金をもらっちゃうわけですね。

これに對して、需要対策だというへ理屈はあるのかもしませんが、できればこの人口割はやめ

ていただきて、林業の就業者数と森林の面積、こ

れで決めるべきだというふうに考えます。今決

まつてしまつた状態ではあると思いますが、今後の変更はあり得るのではないかと思います。

○奥野副大臣 今の御質問は人口割のところに焦

点が当たつていたんですけど、そこからちょっと申し上げると、都会だから森林がないからいいじゃ

ないかというような理屈じゃなくて、やはり都会の方にも木材を利用していくとか、それから、納稅していく大きくわけですからそれに対する理解もしていただきなくちやいけないというところから、基本的に人口というのも、都会の人も含めで人口を加味したわけであります。

そもそもから申上げると、市町村にかかる森林環境税の使途については、間伐等の森林整備とか、人材育成、担い手の確保、あるいは木

材利用の促進や普及啓発などというふうにしてい

るわけであります。 また、譲与基準については、これらの使途と相

関の高い指標として、私有林人工林面積で五割、

森林環境税と税の使途については、間伐等の森林整備とか、人材育成、担い手の確保、あるいは木

材利用の促進や普及啓発などというふうにしてい

るわけであります。 また、譲与基準については、これらの使途と相

関の高い指標として、私有林人工林面積で五割、

森林環境税と税の使途については、間伐等の森林整備とか、人材育成、担い手の確保、あるいは木

材利用の促進や普及啓発などというふうにしてい

るわけであります。 また、譲与基準については、

この森林環境税、森林の支援策としての財源と

いう段階もあったのかもしれません、これから実際使途の話になつたときに、しかも都会には基本的には裕福な自治体が多いわけで、利用促進のところで、へ理屈でお金が来るというのはいかがなものか。

私の選挙区には、神奈川では村があります、清川村という人口三千人の村があります。一方で、神奈川には四百万人近く横浜市もあるんですねが、これは、与党の皆さん方からも賛同の声が上がっていますけれども、ゼロかどうかは別として、三割が本当にふさわしいのかどうかはぜひ与党の中でも、そして野党でも議論を今後続けていただきたいと思います。

川村という人口三千人の村があります。一方で、神奈川には四百万人近く横浜市もあるんですねが、これは、与党の皆さん方からも賛同の声が上がっていますけれども、ゼロかどうかは別として、三割が本当にふさわしいのかどうかはぜひ与党の中でも、そして野党でも議論を今後続けていただきたいと思います。

私の選挙区には、神奈川では村があります、清川村という人口三千人の村があります。一方で、神奈川には四百万人近く横浜市もあるんですねが、これは、与党の皆さん方からも賛同の声が上がっていますけれども、ゼロかどうかは別として、三割が本当にふさわしいのかどうかはぜひ与党の中でも、そして野党でも議論を今後続けていただきたいと思います。

川村という人口三千人の村があります。一方で、神奈川には四百万人近く横浜市もあるんですねが、これは、与党の皆さん方からも賛同の声が上がっていますけれども、ゼロかどうかは別として、三割が本当にふさわしいのかどうかはぜひ与党の中でも、そして野党でも議論を今後続けていただきたいと思います。

私の選挙区には、神奈川では村があります、清川村という人口三千人の村があります。一方で、神奈川には四百万人近く横浜市もあるんですねが、これは、与党の皆さん方からも賛同の声が上がっていますけれども、ゼロかどうかは別として、三割が本当にふさわしいのかどうかはぜひ与党の中でも、そして野党でも議論を今後続けていただきたいと思います。

対応していくこととなります。

○後藤(祐)委員 ちょっとと残念ですね。冒頭、齋藤大臣の御答弁の中で、貿易実態を見きわめるだとか、センシティブなものはきちっと対応していいですか、お答えがあつたわけですから。

タイの話、ここまで先方が前向きになつていて以上、現実味を帯びてくるわけですから、当然もう計算されていきますでしょう。だつて、関税率でわかつていてるわけですし、日本とタイの間ではFTAがありますから、もう関税率で下がつていてものはかなり下がつていてるんですね。農水産品はどうか、ちょっとと物によりますけれども、実はもうわかっているんじやないんですか、影響は。

日本とタイの間でTPPに加盟した場合にどういう影響が農水産品に関連して出るかという計算は、既にされていますか。

○野中大臣政務官 委員おっしゃるとおり、タイとは平成十九年にFTAを締結しておりますが、まだTPPについては正式な表明を行っていないという、まだスタートに立つていらない状況でござりますので、そういう試算はないものと考えております。

○後藤(祐)委員 試算はないというのは本当ですか。そういうところからうそが始まつていくんですよ。だって、自分が担当だつたら、いや、これは将来なるかもしれないから、どういう影響が出るかというのはまず計算しますでしょ。そう難しくないです。齋藤大臣、うなずいていますけれども。

まさにこれから出てくる可能性が大いにあるわけですから、しかも、何か小さい国で、輸出入が余りないような国だつたらともかく、タイはやはり大きな国ですよ。これはきちんと、まさに貿易実態を見きわめて、センシティブなものについてはそういつた対応をしていく上でも、準備すべきだと思いませんか、大臣。

○齋藤国務大臣 まず、タイは、今答弁いたしましたように、正式表明していないので、この件についてどうこうとコメントすることは控えたいと

思いますが、ただ、一般論で言いますと、これか

ら交渉を始めるに当たつては、どういう影響が出るかというのは当然腹づもりとして持つべきだし、持つていなくちゃいけないと思います。

しかし、それを、この品目が危ないとかこの品目が大変だということを事前に表明するということがありますので、交渉をもししかしたら不利にする可能

性があるということを考慮して交渉は進めていかなくてはいけないんじやないかなというふうに思っています。

○後藤(祐)委員 逆にプラスになるところはどこなのかということについて、TPPの交渉を担当してこられた澁谷統括官にお越しいただいておりますけれども、同じ答えをいただいてもあれな

で。

日本からタイに輸出している額の大きいものが幾つかあると思います、自動車の部品ですか機械ですか。こういったものというのは、先ほどお話を出した日本とタイの間のFTAで、ほとんど関税ゼロになつてていると思うんですね。

二〇〇七年十一月に日・タイFTAが発効して以て、鉱工業品については十年で撤廃になつていて、それが何年かかるか。そこまで時間がかかると、それがどうなるかといふことはまだ残つてしまつて、乗用車、完成車でござりますけれども、ガソリン乗用車三千cc以下のものについてはまだ残つてしまつて、乗用車、完成車でござりますけれども、ガソリン乗用車三千cc以下のものについてはまだ残つてしまつて、乗用車、完成車でござりますけれども、ガソリン乗用車三千cc超は、EPAで下げましたが、下げたにもかかわらずまだ六〇%、八〇%から六〇%まで下げるというのがEPAの結果でござりますので、まだ六〇%残つてゐる。

以上三つが、関税が賦課される工業製品の我が

國からのペーストスリーということでござります。関係なく、事實關係としてお聞きしたいと思いま

す。

○越智副大臣 私から御答弁させていただきま

す。

まず、五月一日に、茂木大臣がソムキット副首

相らとTPP11協定の現状について情報提供また

議論を行つたということでござります。

そういう中で、TPP11は、二十一世紀型の自

由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋につ

くり上げて、そして、人口五億人、GDP十兆ド

ル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏

をつくり出していくものである、そして、新たな

加盟については、TPPのハイスタンダードでパ

ラ NSのとれた二十一世紀型の新たな共通ルールを共有していくことで、意義は大きいとい

う認識でございます。

その上で、今の御質問でござりますけれども、現時点では、タイとは参加を前提とした正式な協議は行つておらず、予断を持つてお答えすることは困難であります。ただ、その上であえて申し上げますと、タイ側で関税が賦課される工業製品の我が国からの輸出上位三品目は、いずれも乗用車の完成品となつているということをごぞいます。

○後藤(祐)委員 乗用車の、ちょっとよく聞こえますけれども、同じ答えをいただいてもあれな

で。

○澁谷政府参考人 事実關係ですのでお答えいた

しますが、先生御指摘のように、日・タイのEPAで鉱工業品で先方の関税が撤廃されたものもあるわけですが、自動車についてはまだ残つてしまつて、乗用車、完成車でござりますけれども、ガソリン乗用車三千cc以下のものについてはまだ残つてしまつて、乗用車、完成車でござりますけれども、ガソリン乗用車三千cc超は、EPAで下げました

が、下げたにもかかわらずまだ六〇%、八〇%から

六〇%まで下げるというのがEPAの結果でござりますので、まだ六〇%残つてゐる。

○後藤(祐)委員 なぜか、オフエンスの方ととい

うです。

ソリン乗用車三千cc超は、EPAで下げました

が、下げたにもかかわらずまだ六〇%、八〇%から

六〇%まで下げるというのがEPAの結果でござりますので、まだ六〇%残つてゐる。

○後藤(祐)委員 なぜか、オフエンスの方ととい

うです。

まず、内閣府側に聞きます。ダメージの方、上

位三つをお答えください。

○横山政府参考人 お答え申し上げます。

輸入実績ということで申し上げますと、農林水

産物の輸入でござりますが、第一位が鳥肉調製

品、それから鳥肉、エビ調製品、こういったとこ

ろが上位に参ります。

○後藤(祐)委員 まあ、不完全ですが、せめてそ

のぐらいお答えしてくださいよ、政務官。

それで、先ほど完成車の話がありました。完成された自動車については、東南アジア各国はかなり高い関税をかけているのはよくあることですが、自動車部品はほぼゼロになつてゐるはずなん

です。

例えば、タイには日産が出ていて、マーチとか

をつくつてゐるんですけども、そこに対して日

本から部品を供給するときに、関税がかかると非

常にやりにくんですね。そこは多分なくなつて

きてる。そのあたりがTPPなりFTAのメ

リットだと思います。米州課である今は自動車

の関係もやつておられた齋藤大臣の方がよくおわ

かりだと思いますが。

実は、その辺のメリット、かなり、もう終わ

っているんですよね。完成車をゼロにしろというの

はなかなか難しい話で、だから、それがわかつて

いるから日本の自動車メーカーも必要なところは

タイに出ていつたりしているわけですね。あるい

は、東南アジアや中国、ほかの国に行つて、そこ

から出したりしているわけですよね。アジアとし

てのグローバルなチェーンがもうできてるわけ

であります。そう考へると、実は、メリットと

いうのがどの程度あるのかがよくわからない。

一方で、はつきりお答えになられませんが、鳥

肉の加工品は私は調べました。タイは関税率が、

これは教えていただいていますよね、八・五%と

五%という二つあって、物すごい高いわけではな

い。これがゼロになると、それだけのメリットは

あります。すい高い関税率があるわけではど

うもないということのようなんですが、やはり圧

倒的に心配なのは米なんですね、タイの場合

は。実際にジャボニカ米とインディカ米は違うか

もれませんが、タイからインディカ米が大量に

入ってきて、冷凍チャーハンが何かにそつちを大

くいうことになつたらどうなるのかと

か、考えるいろいろなことがあるわけです。

ぜひ、これは齊藤大臣にお伺いしたいと思いま

すが、タイがTPPに加わるという話が出てきたときには、米について、TPPでは国別の輸入枠を日本は設けていますが、タイから日本への米の輸

入枠を別途設けるということになつてしまふと、

これは間違いなくかなりダメージがあると思うんです。ですから、タイがTPPに加わるということについて、全体として慎重に対応していただきたいと思いますが、とりわけタイから日本への、

タイ向けの米の輸入枠、これはつくらないということをお約束いただけますでしょうか。

○齊藤国務大臣 まだタイの正式表明もない段階で、これをこうしたらどうするんだ、これをこうしたらどうするんだという話にお答えするのは、私は本当に適切じゃないなと思っておりますが、

私は本当に適切じゃないなと思っておりますが、

けれども。

つまり、法律が施行になつていなくても、マル

キン法が施行になつていなくても、予算上は、牛

に関しては、もうこの四月からちゃんと九割でや

るということが決まっています。つまり、TPP

関係ないんです。ですが、豚については、今年度

はまだ八割、昔からの八割分しか予算確保されて

いないという状況になつております。これが何を

物語っているか。

これは、まず事実関係として正しいでしょ

うか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

牛マルキンにつきましては、今御指摘いただき

で、これをこうしたらどうするんだ、これをこう

したらどうするんだという話にお答えするのは、

私は本当に適切じゃないなと思っておりますが、

も十分対応は可能だったわけありますけれども、このTPP、当時は12でしたけれども、これ

を実施に移す際の経営安定対策としては、法定化

を九割ということを決めさせていたいた。

先ほど局長から答弁したように、今回牛につい

て上げたのはまた別の理由で、単年度限りで一年

間措置するのが適切であろうということで予算措

置をしたということで、分けて考えていただけれ

ばありがたいなというふうに思っております。

○後藤(祐)委員 つまり、九割にするきっかけと

してTPPはあつたと思ひますけれども、きつか

けでお役はもう果たしたわけですから、実際、予

算としては牛は九割とれているわけですから、豚

の九割とりましよう。

与党の先生方も野党の先生方も、ここにおられ

る皆さん、豚九割早くところいうことで、恐

らく農水省も御賛同いただけると思うんです。財

務省なんですよ、問題は、でも、法律で書いた

ら、さすがにノーと言えない。

つまり、この法律は、TPPと実はもはや関係

なくなつていて、平成三十一年度予算で豚九割と

整備法にしちゃうと、その施行日が11の施行日に

なつちやつているから、11がいつ発効になるかと

いうのはわからないじやないですか。ことしの十

二月までに施行になるんですか、発効になるんで

すか。あるいは、もっとと言うと、八月三十一日の

来年度の概算要求額切りまでに11が発効するん

ですか。わからないじやないですか。

与党の先生方、マルキン法だけ別にしません

か、与野党で、切り離して、議員立法で、豚も含

めたマルキン法で切り離して通しちゃえは、そ

したらもう簡単じゃないですか。財務省はイエス

と言つしかねないんですよ。しかも、その用意があ

ります。ゼロ、ゼーフガードについても前回御指摘させていただきましたが、こういったTPPワードの枠の日本に対する輸入枠、乳製品の七万トン枠やセーフガードなどについてのTPPワードの枠については、アメリカが締約国となる見込みがなくなつたら見直しを求めるということによるらしい

でしようか。

これは、ゼーフガードについても前回御指摘

させていただきましたが、こういったTPPワード

の日本に対する輸入枠、乳製品の七万トン枠や

セーフガードなどについてのTPPワードの枠に

言つしかねないんですよ。しかも、その用意があ

ります。ゼロ、ゼーフガードについても前回御指

るところでございます。

○後藤(祐)委員 これは重要な御指摘だと思いま
すが、アメリカが入らないとということが確定した
ら七万トン枠は見直しを求めていくということで
すが、これは実際、オーストラリアだとニュー
ジーランドが、はい、わかりました、七万トン、
下げますとなるわけないじゃないですか。

本来アメリカを含めて七万トン枠だったもの
が、アメリカが入りません、11で発効しました、
こういったオーストラリアやニュージーランドな
んかが、本来だったられる枠よりも、アメリカ
がいない分、もつとたくさんそれちゃうわけです
よね。そういう輸出入実態がどんどん進んでいつ
てしまつたときに、いや、アメリカが入らないこ
とが確定したので七万トンを下げさせてください
と言つたって、そんな交渉に先方が応じる可能性
はほぼあり得ないと思いますが、いかがですか。

○澁谷政府参考人 同じようなTPPワイルドの
枠、まさに乳製品なんかで持つている国が、カナ
ダ、ほかにもTPPワイルドの制度を持つている国
が幾つかありますが、同じような制度を持つてい
る国が幾つかある中で、ニュージーランド、オー
ストラリアも含めて、アメリカがTPPへ復帰し
ないことが確実になつた場合にはいずれにしても
いろいろ調整が必要になるだろうということで、
そういう認識が多くの国で共有をされ、特にT
PPワイルドのようなものの取扱いについては、
ニュージーランド、オーストラリアも含めて理解
を得てゐる、こういうふうに考えております。

○後藤(祐)委員 理解を得てゐるという言葉の意

味がよくわかりませんが、そもそもこの11の交渉
のときに、将来アメリカが抜けた場合にはこう
いったTPPワイルドの枠については見直しを行
うということで合意を目指すべきだつたんぢゃあり
ませんか。

○澁谷政府参考人 事前に合意するということ

は、実態上、修正について合意するという形にな
りますので、そういうことは、いずれにしても、
発効した後、状況の変化を見ながらきちんと議論

していくということで、第六条の規定を設けると
いうことで合意したものでございます。

○後藤(祐)委員 オーストラリア、ニュージーラ
ンドには、この逆側のこういつたTPPワイルド枠
で、彼らも下げたいというような枠が何かあるん
ですか。

○澁谷政府参考人 オーストラリア、ニュージー¹
ランドからは、11の交渉の中で日本が六条の発動
をした場合に、自分はこういうことを主張すると
いうような話は特段聞いておりません。

○後藤(祐)委員 成り立たないんです。オース
トラリア、ニュージーランドは、これをイエスと
言ふ余地がそもそもないんですよ。

ですから、これは、アメリカが入らないとい
うことが確定した段階で、この七万トン枠は過剰に
譲り過ぎたということが確定しちゃうんですよ。
これは交渉としては負けじやないですか。何で11
交渉の段階でそこをもつとこだわらなかつたんで
すか。

逆に言うと、11の段階では、七万じゃなくて、
もっと小さい数字の枠ということを決めればよ
かつたじやないです。その上で、アメリカが
入つてきたらまた七万に戻すということにすべき
だつたんぢゃありませんか。

大臣、どう思いますか。これは負けですよ、こ
の戦は。

○澁谷政府参考人 今、先生まさにおつしゃつた
わけでござりますが、アメリカのTPP復帰を促
すというのが十一ヵ国の立場でございまして、仮

に、アメリカがいないことに伴う修正を先に行つ
た場合に、まさに今先生がおつしゃつたとおり、
アメリカが戻ってきた場合には、アメリカの分を
どうするかという交渉をしなきゃいけないわけ
でございます。

十一ヵ国としては、アメリカの復帰を促すとい
う立場であるということを踏まえて、また、日本
以外にも同じような制度を持っている国がある中
で、各国で議論をした結果、現時点で修正を行
わ

ず、発効後必要と判断する時点で見直しを行ふと
いうことで合意したものでございます。

○後藤(祐)委員 アメリカが戻ってきたときは簡単
單ですよ、七に戻せばいいんだから。12で合意し
た内容に戻せばいいんですから、簡単にやないで
すか。11の場合の数字を交渉の中で議論して決め
ればよかつたじゃないですか。そういう議論はし
なかつたんですか。

○澁谷政府参考人 発効前に、特に市場アクセス
のように非常に相互にお互いに絡み合つてゐるよ
うなガラス細工の、特にガラス細工性の強い市場
アクセスについて、発効する前に一部を修正する
ということはなかなか難しい。ただ、一旦発効し
た後は、それに伴つて、その後の状況の変化に応
じた見直しというのは可能であろう。

十一ヵ国の間でさまざまな議論、いろんなシ
ミュレーションを行つてさまざまな議論をした中
で、最終的な結論は、先ほど申し上げたとおり、
発効前にここは修正を行わずに、発効後の見直し
に委ねようというのが結論でございます。

○後藤(祐)委員 オリ過ぎですよ。11の条約を結
べばよかつただけなんですよ。11に一番ふさわし
い数字をちゃんと、多少時間がかかるつてもつくる
べきだつたんぢゃありませんか。アメリカが戻つ
てきたら、12で合意した数字に戻せばいいだけ
じゃないですか。それは簡単なことぢやないです
か。へ理屈を言つてゐるだけですよ、澁谷さん。

大臣、どうですか。大臣は、日米交渉を含め
て、こういつた交渉をむしろオフエンス側でやつ
てきた経験があつて、農林水産副大臣時代も含
てデイフェンス側もやつたことがあつて、両方の
事情をよくわかつてゐると思うんです。この交渉

のやり方は稚拙ぢゃありませんか。11では、七
じやなくて、三だから四だからわからないけれども、
もうちょっと小さな数字を時間がかかつてでも合
意をして、アメリカが戻つてきました七に戻す
ということを日本として主張すべきだつたと思
いますが、どう思いますか、大臣。

○齊藤国務大臣 私ども、交渉そのものを行つて

いるわけではありませんので、交渉の複雑な過程
についてはほつまびらかに承知しているわけではあ
りませんが、今、澁谷さんから御説明したよう
に、まず、枠 자체は変わつてないでの、11に
なつても国内に与える影響は変わらない。そし
て、アメリカがもう戻らないということはつき
りした場合には、枠数量等の見直しを行ふとい
う御説明をいただいているので、それを信じ
て、アメリカがもう戻らないということはつき
りした場合には、枠数量等の見直しを行ふとい
う御説明をいただいているので、それを信じ
て、アメリカがもう戻らないといふこととてござ
います。

○伊東委員長 後藤君、時間です。

○後藤(祐)委員 終わりますが、理解をいただい
て、アメリカがもう戻らないといふこととてござ
います。アメリカがもう戻らないといふこととてござ
います。

○伊東委員長 後藤君、時間です。

○後藤(祐)委員 終わりますが、理解をいただい
て、アメリカがもう戻らないといふこととてござ
います。

○伊東委員長 後藤君、時間です。

○後藤(祐)委員 終わりますが、理解をいただい
て、アメリカがもう戻らないといふこととてござ
います。

○伊東委員長 次に、田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。
霧島連山・硫黄山の火山噴火に伴う河川汚濁、
そして農業被害について、きょうは質問をしま
ります。

ありがとうございました。

四月十九日、硫黄山が噴火し、活発な火山活動
が続いています。そして、宮崎県えびの市内を流
れる赤子川、長江川、鹿児島県に通じる川内川で
は、砒素など環境基準を超える有害物質が検出さ
れ、農業用水が取水できない事態となつていま
す。

上流の方から並べていますけれども、①は赤子
川、水が真っ白になつています。そして②は、そ
の下流にある長江川の大原橋付近から私が撮影し
たものでござります。それから③、長江川が川内
川と合流するところですね、川の色の違いがお見
取いただけるんぢやないかと思います。それか
ら④です、富路議員の配付資料でもありましたよ

一六

うに、魚が死んでしまう、とかかづく浮いてしまう。というところは、あちこちで報告されてきたところです。川からの水を取水する農業地域では、ことしの稻作はできないと判断し、断腸の思いで田植を断念しています。

そこで、大臣にお伺いします。

宮崎県えびの市で四百六十ヘクタール、六百五十戸、鹿児島県湧水町、伊佐市で六百二十ヘクタール、七百五十戸、計千八十八ヘクタール、千四百戸が今の時点で稻作を断念していると聞いています。今後も見通しが立たないとなつたら、當農意欲を失う、ひいては離農をもたらしていく。既に離農の声も上がっているところです。

宮崎、鹿児島の両県知事とももう面談されたと伺っておりますけれども、齋藤大臣の受けとめと支援への決意をまずお聞かせいただければと思います。

〔委員長退席、坂本委員長代理着席〕

○齋藤国務大臣
えびの高原の硫黄山の噴火に伴います周辺河川の水質への影響を踏まえまして、現在、宮崎県えびの市では、赤子川、長江川及び長江川合流地点より下流の川内川、これを水源とします河川からの取水は行わない、それから、鹿児島県の伊佐市及び湧水町では、川内川からの取水は行わない、また、同河川から取水する水田において水稻作付を行わないという方針を決められているということをお聞きしております。

農林水産省としては、水稻作付が困難な地域、これが広がってきているということについては深刻に受けとめておりまして、こういった地域での大豆や飼料作物といった他の品目への転換を進めることによりまして、何とか農業者の営農そのものが継続できないか、このことが重要であると今考えております。

また、そのほかにも、今御指摘ありましたように、おととい宮崎県、鹿児島県の両知事ともお目にかかりましたし、それから、きょう、えびの市、伊佐市、湧水町の首長さんとも、これは国会

が終わって夕方になりますけれども、夕方じゃなければいけませんけれども、今の時点はどうしておかなければいけませんけれども、今の時点はどうしてあります。

川からの水を取水する農業地域では、ことしの稻作はできないと判断し、断腸の思いで田植を断念しています。

そこで、大臣にお伺いします。

宮崎県えびの市で四百六十ヘクタール、六百五十戸、鹿児島県湧水町、伊佐市で六百二十ヘクタール、七百五十戸、計千八十八ヘクタール、千四百戸が今の時点で稻作を断念していると聞いています。今後も見通しが立たないとなつたら、當農意欲を失う、ひいては離農をもたらしていく。既に離農の声も上がっているところです。

宮崎、鹿児島の両県知事とももう面談されたと伺っておりますけれども、齋藤大臣の受けとめと支援への決意をまずお聞かせいただければと思います。

〔委員長退席、坂本委員長代理着席〕

○田村(貴)委員 六月の田植に向けて、まさに準備をしている、準備に入るといったところであります。稻作農家の思いに、今、思いをはせないとまいりたいと考えています。

水稻の共済はどうなっていくでしょうか。移植期における制度についての説明をお願いします。

水稻の作付の準備をしていたものの、水稻共済の責任期間である移植期におきまして、噴火に伴う河川水の汚染被害が継続し、作付できなかつた

場合は、共済金の支払い対象となります。

この場合、共済金は経営コストを勘案して通常

の方が加入している一筆方式七割補償の場合は、多く

耕地ごとの平均収量の三・五割に相当する共済金

が支払われるということになります。

このことにつきましては、農業者向けのチラシ

を作成し、農業共済団体を通じて、今週中を目途に農業者に周知してまいりたいと考えております。

○田村(貴)委員 三・五割の補償になることは確

認させていただきました。

それで、転作等における支援措置についてであ

ります。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。

農水省といたしましては、水稻作付が困難な地

域においては、大豆や飼料作物といった他の品目

への転換を進めることによりまして、農業者の皆

様の営農を継続していくことが重要だと考えております。

その際、例えば大豆ですか飼料作物の作付を行った方に対しましては、水田活用の直接支払交付金、これは十アール当たり三万五千円でござい

ますが、これが支払われることになります。

また、大豆の作付を行った場合には、認定農業者等の要件に合致する場合に、いわゆるゲタ対策、畑作物の直接支払交付金による面積払い、こ

れは十アール当たり二万円でございますし、更に数量払いが支払われることになります。

このほか、御指摘ございましたような種子代でとか機械導入、代替水源調査などの御要望をいたいでいるところでございますので、今後、宮崎県、鹿児島県、また関係市町村等とも連携しながら、農業者の方々が営農を継続するためにどのような対応が必要か、早急に検討してまいりたいと存じます。

〔坂本委員長代理退席、委員長着席〕

○田村(貴)委員 両県知事の要望は、現行制度にありますし、ハードルの高い要求ではないといふふうに思います。最低限度の今やつてほしい措

置、対策だというふうに思いますので、これに加えてどれだけの検討ができるのかといったところを詰めていただきたいなというふうに思つております。よろしくお願ひします。

それで、上流の赤子川、私行つてしまいまして、①の写真ですけれども、強酸性だというの

で、ちょっと私も手をつけるのもいかがなものかなと思いました。不思議なことに、硫黄臭はかす

かにしたんですけど、鼻をつまむようなお

いではなかつた。どこに行つてもそういう状況で

はないんですけども、中にある、川の中の成分

については基準値を何十倍上回るものが出でてきた

のと、下流域まで行つていてることに大変驚きました。硫黄山から二十キロ以上も離れた川内川でも

基準を上回る砒素が検出されたということであります。

こうした私たちにとって有害な重金属類の河川

への流出原因についてはこれから解明を待たなければいけませんけれども、今の時点はどうしてここの状況になつてているのか、環境省、お答えくださいとされるでどうか。

○江口政府参考人 お答え申し上げます。

気象庁が五月一日に発表した資料によりますと、硫黄山周辺で泥水の噴出が見られており、硫黄山周辺の沢で灰色の泥水が流れていることを確認したとされています。

また、環境基準を超える砒素などが周辺の河川で検出されている点につきましては、火山の専門家の見解といたしまして、硫黄山の地中には砒素などの有害物質も硫化物として多く堆積しております。これらの硫化物を含む泥水が噴出し、河川に溶け出したとしているとの報道を承知してございます。

○田村(貴)委員 活発な火山活動が続いているので、やはり発生源対策を考えいかなければいけない。これは霧島連山にかかる話ではないわけですね。火山大国日本ですから、こうした現象もありますし、ハードルの高い要求ではないといふふうに思います。最低限度の今やつてほしい措置、対策だというふうに思いますので、これに加えてどれだけの検討ができるのかといったところを詰めていただきたいなというふうに思つております。よろしくお願ひします。

それで、上流の赤子川、私行つてしまいまして、(1)の写真ですけれども、強酸性だというの

で、ちょっと私も手をつけるのもいかがなものかなと思いました。不思議なことに、硫黄臭はかす

かにしたんですけど、鼻をつまむようなお

いではなかつた。どこに行つてもそういう状況で

はないんですけども、中にある、川の中の成分

については基準値を何十倍上回るものが出でてきた

のと、下流域まで行つていてることに大変驚きました。硫黄山から二十キロ以上も離れた川内川でも

基準を上回る砒素が検出されたということであります。

こうした私たちにとって有害な重金属類の河川

への流出原因についてはこれから解明を待たなければいけませんけれども、今の時点はどうしてここの状況になつてているのか、環境省、お答えくださいとされるでどうか。

○米谷政府参考人 国立公園の特別地域内において工作物の新築等を行う際には、通常、自然公園法に基づく環境大臣の許可が必要となります。

非常災害のために必要な応急措置として行う場合

には、その行為をした日から起算して十四日以内に環境大臣にその旨を届け出る必要がありますが、事前の許可は不要となります。

なお、この件につきましては、五月七日にえびの市から相談を受けまして、この旨を伝達するところです。

○田村(貴)委員 原因をできれば取り除く、これができるわけです。

内閣府から山下政務官にお越しいただいております。そこで、質問をさせていただきたいんですけれども、活動火山対策特別措置法、この第二十八条ではこういう規定があります。「国及び地方公共団体は、火山の爆発に伴い河川の流水の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は農林漁業等に係る被害が生ずるおそれがある事態が生じたときは、速やかに当該河川の水質の汚濁を防止し、又は軽減するため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。」まさに今度の事例がこの条文に当てはまるというふうに考えます。

発生源対策をしなければ解決できない。そして、鹿児島県の知事も、上流域における恒久対策を国に求めているところあります。河川の汚濁防止、軽減に政府としてどういう措置が考えられるのか、内閣府防災としてこれからどうされるのか、お伺いしたいと思います。

○山下(雄)大臣政務官 お答えいたします。

河川の汚濁防止、軽減については、水質等の状況を把握した上で、どのような対策が可能かということを検討する必要があるというふうに考えております。鹿児島県におかれましては、昨日、対策本部会議が開かれて、これまでの経緯や現状などについて議論がなされたと承知しております。また、宮崎県についても同様の議論がなされているというふうに伺っております。

内閣府としては、これらの現地の取組を支援するため、昨日ですけれども、関係省庁の連絡会

議を開いて、まずは情報の共有を図ったところがあります。引き続き、農林水産省や環境省など関係省庁と連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 えびの市の沈殿池をつくるとかいろいろな対策については、国も一緒にやっています。

○山下(雄)大臣政務官 関係自治体の話をよく伺った上で、我々としても、各省庁と連携して、何が対策としてとり得るかを検討していただきたいというふうに考えております。

○田村(貴)委員 各省庁連携の話が出てまいりました。そこで、最後に、齋藤大臣にもその連携のイニシアチブを内閣の一員としてお願いしたいと思います。

えびの市で農業生産法人で働く方に、連休中であります。そこで、最もその連携のイニシアチブを内閣の一員としてお願いしたいと思います。

えびの市で農業生産法人で働く方に、連休中であります。そこで、最もその連携のイニシアチブを内閣の一員としてお願いしたいと思います。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 無所属の会の大串博志でございます。

早速質問させていただきたいと思います。

日本の新経済対話に関してなんですか。

私は、四月に質疑をさせていただいたときに、総理がトランプ大統領との日米首脳会談に向けて出発しようとした前、農水大臣に、貿易に関してどう

いう話が出てくるか非常に心配されていました

べきよう宮路議員からもお話をありましたように、えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

○齊藤国務大臣 今回の硫黄山の噴火により一番

影響を受けていますのは農業者であります。したがって、農業用水を確保し、當農を継続するためには、御指摘の発生源対策というのではなくて、このため、河川への有害物質の流入防止対策を行なうように認識をしています。

大臣として、積極的に働きかけてまいりたいと思

います。

○田村(貴)委員 被災者、被災農家に寄り添つた対策と支援を心から求めまして、きょうの質問を終わります。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

私は、四月に質疑をさせていただいたときに、総理がトランプ大統領との日米首脳会談に向けて出発しようとした前、農水大臣に、貿易に関してどう

いう話が出てくるか非常に心配されていました

べきよう宮路議員からもお話をありましたように、えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

えびのとか湧水、それから伊佐市、日本の名立たる米どころで、おかげが要らずにお米が食べられる非常においしいお米ができるところです。農家の落胆というものは本当に想像にかたくないところです。

に、あるいは自分の子供たちに継がせることをやめようという方々がたくさん出てきていらっしゃるのは大臣も御存じのことだと思います。にもかかわらず、コメントはしないというようなことで、私はあつてはならないと思うんですね。

大臣としてこうするんだといふ方針はきちんと述べていただきたいというふうに思っています。

そこで、この新経済協議でそれども、私は、日米FTA、これが始まるんだなというふうに思わずながら、ぜひ大臣には、しっかりと農林水産大臣としてこうするんだといふ方針はきちんと述べていただきたいというふうに思っています。

大臣としてこうするんだといふ方針はきちんと述べていただきたいというふうに思っています。

米間の貿易・投資を更に拡大させていくとの目的で行われるもので、これは総理もはつきりおっしゃっておりますが、本協議は、日米FTA交渉と位置づけられるものではなく、その予備協議でもない、こう総理もたしか本会議で答弁をされたいたと思います。

我が国としては、TPPが日米両国にとって最善であると考えておりますので、その立場を踏まえ上でのこの議論に臨んでいくということとしておられます。

もちろん、具体的な議論の対象とか開始時期はまだ決まっておりませんで、これからアメリカ側と調整をしていくことになりますが、いつのことになりますけれども、農林水産省としては、我が国の農林水産業の維持発展を旨として、関係省庁と連携して、引き続き適切に対応していくということです。

○大串(博)委員 今、大臣、日本の立場として引き続きTPPが望ましいということであつて、これは日米FTAではないんだというふうに、日本側の総理大臣としては、安倍総理としてはそうだということはるる申し上げられていらっしゃるんですけど、でも、非常に驚きなのは、當時、私も見ました、安倍総理とトランプ大統領が並んで共同記者会見をやつた。異様だったんですね。

安倍総理は、一生懸命、TPPがいい、TPPがいいということを繰り返し言つたということをおっしゃっていた。その横でトランプさんは、言下にTPPは嫌なんだ。言下にその場で否定されている。私は、異様な日米首脳共同記者会見だったと思いますよ。通常は、スタンスがそろつたことをやはり言うんですよ。ところが、議題となつたそのことに關して、言うことが全く違つて

いる。トランプさんは、繰り返し、記者会見の最後に至るまで、私はTPPには戻りたくないんです、二国間の協定の方がよいと思つています、アメリカにとつてもアメリカの労働者にとつてもその方

が有益です、私は一国間の貿易協定の方が好ましいと思っております、日本にとつてもいいものがでしゃりますが、本協議は、日米FTA交渉もないので、こう総理もたしか本会議で答弁をされたいたと思います。

我が国としては、TPPが日米両国にとって最善であると考えておりますので、その立場を踏まえ上でのこの議論に臨んでいくということとしておられます。

もちろん、具体的な議論の対象とか開始時期はまだ決まっておりませんで、これからアメリカ側と調整をしていくことになりますが、いつのことになりますけれども、農林水産省としては、我が国の農林水産業の維持発展を旨として、関係省庁と連携して、引き続き適切に対応していくということです。

○大串(博)委員 今、大臣、日本の立場として引き続きTPPが望ましいということであつて、これは日米FTAではないんだというふうに、日本側の総理大臣としては、安倍総理としてはそうだということはるる申し上げられていらっしゃるんですけど、でも、非常に驚きなのは、當時、私も見ました、安倍総理とトランプ大統領が並んで共同記者会見をやつた。異様だったんですね。

安倍総理は、一生懸命、TPPがいい、TPPがいいということを繰り返し言つたということをおっしゃっていた。その横でトランプさんは、言下にTPPは嫌なんだ。言下にその場で否定されている。私は、異様な日米首脳共同記者会見

が、そのタイトルですら、私は、もう少し貿易色を薄めた、例えば、経済対話とか、ソフト面ある

いはルール面を含めたことの打ち出しで来るのか

など思つたら、自由で公正かつ相互的な貿易取引

のための協議、これはまさにFTAそのものじゃ

ないかと私は思つんですね。よつて、私は非常に危惧をしているわけです。

この上で、大臣にお伺いしたいんですけども、この貿易協議が進むわけですね、この貿易協議が進む中ににおいて、例えば、大臣は、担当の茂木大臣との関係で、農林水産担当大臣としては、絶対にこういう協議、こういう内容になつてもらわなきゃ困るというようなことは言つていらっしゃるんでしょうか。それは、どういう内容として茂木大臣には言つていらっしゃるんでしょうか。

○齊藤国務大臣 先ほど私が申し上げたような、日米FTAではない、それからその予備協議でも

すけれども、でも、非常に驚きなのは、當時、私も見ました、安倍総理とトランプ大統領が並んで共同記者会見をやつた。異様だったんですね。

安倍総理は、一生懸命、TPPがいい、TPPがいいということを繰り返し言つたということをおっしゃっていた。その横でトランプさんは、言下にTPPは嫌なんだ。言下にその場で否定されている。私は、異様な日米首脳共同記者会見

が、そのタイトルですら、私は、もう少し貿易色を薄めた、例えば、経済対話とか、ソフト面ある

いはルール面を含めたことの打ち出しで来るのか

など思つたら、自由で公正かつ相互的な貿易取引

のための協議、これはまさにFTAそのものじゃ

ないかと私は思つんですね。よつて、私は非常に危惧をしているわけです。

この上で、大臣にお伺いしたいんですけども、この貿易協議が進むわけですね、この貿易協議が進む中ににおいて、例えば、大臣は、担当の茂木大臣との関係で、農林水産担当大臣としては、絶対にこういう協議、こういう内容になつてもらわなきゃ困るというようなことは言つていらっしゃるんでしょうか。それは、どういう内容として茂木大臣には言つていらっしゃるんでしょうか。

○齊藤国務大臣 先ほど私が申し上げたような、日米FTAではない、それからその予備協議でも

すけれども、でも、非常に驚きなのは、當時、私も見ました、安倍総理とトランプ大統領が並んで共同記者会見をやつた。異様だったんですね。

安倍総理は、一生懸命、TPPがいい、TPPがいい

といつて思つています。

その上で、まだ議題等についてもこれからありますので、そういうものが明らかになつてきました

段階で私どもの意見はしっかりと伝えていきたい

認識であるということは申し上げさせていただきたいと思います。

○大串(博)委員 FTAではない、予備協議ではないというふうに言われる。

予備協議のことに關して一つ申し上げさせていただきますと、私も、民主党政権のときにはTPP担当の政務官をやりました。その間、USTRともやり合う機会があつた。実感からすると、予備協議という言葉でもいいかもしれません。日本側からいうといわゆる入場料ですね、前払い、こ

れを強く要求してくるのがアメリカ政府ですね。

これは、過去の貿易交渉も私は担当したことがありますけれども、極めてその特色が強いと思う

んです。ましていわんや、トランプ大統領、自分はデイルが得意だということをおつしやつていらつしやるんですね。その傾向は非常に強いん

じゃないかなと私は思いますよ。

例えば、今回の鉄鋼、アルミニウム、高関税を打ち出して。これは、もちろんアメリカのためにやつしているんだという本質論も言つてゐるんだ

思いますがけれども、多分に交渉材料、そのほかの交渉材料として使つてゐる可能性がある。例えば

韓米のFTAの見直しの場合には、これは入場料的に使われましたね。

実際、トランプさん、その日米首脳の共同記者会見のときに言つてゐるんですよ。二百三十二条、米通商拡大法二百三十二条ですね、このアルミと鉄鋼に関して高関税をかけた根拠法。関税を

それそれかけています、これは多くの国との交渉材料となつていて、明らかに言つてゐるんですね。もうみずから、これを一つの交渉材料として、本丸でいいものをつけていくということに使

うんだぞと言つてゐるに等しいんですよ。

日本もこの鉄鋼とアルミにかけられています。

そのいわゆるビハインドもある。ビハインドもある中で、これが本当に予備協議でないと言える根拠というのは、この日米新経済協議が予備協議で

はない、この鉄鋼とかアルミの、ある意味人質の

ような形でとられて、本格的な貿易交渉が始ま

る中で、これが本当に予備協議でないと先ほど言わ

られたといつて思つています。

○大串(博)委員 TTPに戻つてほしいういう基

本的なスタンスがある、それはわかりました。ただ、それが本当に可能かというと、相当難しく

引き続きアメリカと調整をしていくことになるのではないかと思つております。

○大串(博)委員 TTPに戻らなかつた場合に、二国間の協議になつていく。その場合に、鉄鋼とかアルミの

ハードルがあるから、それを越えていくときに大きな譲歩を求められることになり得るんじゃない

かというのが非常にやはり心配であつて、農家の皆さんはこの行く末を非常に注視されていると私は思つうんですね。

その上で、私どもがこの協議を受け入れるに、今までタイミングも決まつていませんでした。た

だ、今のトランプ政権のいわゆる目の前にあるであろう彼の時間軸を考えると、今回の北朝鮮との行為を見ても、どう考へても、秋の中間選挙を見据えて、そこに向けて成果を出していきたいということは明らかなんじやないかと思つんですね。

そういう意味からすると、私、悠長な構えを、こちらとして、まだ決まっていないからなんて言つていられる状況ではないと思うんですよ。何がしかこちらから、より積極的に、非常に攻めのハードル、球を投げてきているわけですよ。こつからだつて何か投げないと、受け身でいると、向こうから投げた球を返すときに譲歩させられる、こんな形になつちやうんですね。

こちらからは何か攻めていくものが、私、なきやいけないと思つんですけれども、どうですか。

○齊藤國務大臣 今の大串委員の御指摘について私は、私もいろんな思いがあります。ただ、これだけは申し上げたいんですけども、私は、本気で、まだアメリカがTPPに戻つてくる可能性はあると思ってるんですよ。それで、アメリカの向こうの業界もそういう意識が強協議の中で追求をしていきたいと本気で思つています。

○大串(博)委員 終わりりますけれども、TPPの内容で、私たち非常に不安なんです。そのことも踏まえて、私は、農水大臣にはしっかりと交渉をしていただきたいと思います。

○伊東委員長 次に、串田誠一君。

○串田委員 日本維新の会の串田誠一でございました。

今、TPPの質問が統いておりまして、私もTPPの質問をさせていただくのですが、直前に大臣が、まだ復帰をするということを期待しているというお話をありました。

トランプ大統領というのは、予想以上に取引が上手なかなという印象も受けております。ことしの四月十三日でしようか、復帰に關する検討を見据えたりップサービスというような報道も言つていらる状況ではないと思うんですよ。何がしかこちらから、より積極的に、受け身でいると、向こうから投げた球を返すときに譲歩させられる、こんな形になつちやうんですね。

こちらからは何か攻めていくものが、私、なきやいけないと思つんですけれども、どうですか。

○齊藤國務大臣 今の大串委員の御指摘について私は、私もいろんな思いがあります。ただ、これだけは申し上げたいんですけども、私は、本気で、まだアメリカがTPPに戻つてくる可能性はあると思ってるんですよ。それで、アメリカの向こうの業界もそういう意識が強協議の中で追求をしていきたいと本気で思つています。

○齊藤政府参考人 新協定の第六条の発動の御質問ということでござりますけれども、今後のアメリカの通商政策の動向によって、アメリカが戻つてこないといふことが確実になつたということを六条の協議を要請する締約国が判断したとき、そういう趣旨でございます。

○串田委員 そういうことだと思つんですが、具体的には、戻らないといふことと確実であるといふ認定は、これは実はなかなか難しいのかなといふ中で、期待をしている、そしてまたトランプ大統領の方は条件がよくなれば戻るといふようなことをあると、かなり振り回されているという印象とあります。

○串田委員 そういう意味で、我が国の国益を損なうような誘致というか招聘というものが行われるということであれば、まんまとうまく交渉が成功したということにもなりますので、その点についてはしっかりと吟味をしていただきたいと思います。

まず、TPPのことに関して、基本的なこととは思うんですが、TPP 11と12、これは、国の大

数が違うということもあるんですけれども、それ以外の内容について、何か違いはありますでしょうか。

○澁谷政府参考人 TPP 11協定は、アメリカが指示したというような話もありますが、実態に対する具体的な動きがないといふような報道もあります。当時、発表したときには農業の盛んな共和国議員や知事がいたということで、中間選挙を見据えたりップサービスというようなこともありました。それはよくわからないんですけども、先ほど

の質問の中で、アメリカがTPPに戻らないことが確実になつたときには修正をするというような発言もありましたが、こんなことで、TPPに入らないとか条件がよくなつたら戻るとかいうようなことを繰り返している状況の中で、確実に戻らなかつたときというのはどういうよつた時期が想定されるのか、まずはこだけお伺いしたいと思います。

○澁谷政府参考人 新協定の第六条の発動の御質問ということでござりますけれども、今後のアメリカの通商政策の動向によって、アメリカが戻つてこないといふことが確実になつたということを六条の協議を要請する締約国が判断したとき、それが、先ほどの後藤先生あるいは冒頭の御質問にもございました第六条において、アメリカの動向次第で締約国の要請に基づいて協定の見直しを行ふ、この規定もTPP 12にはなかつた規定でございます。

○串田委員 そういう意味では、TPPに関しては補正予算が毎年組まれているわけでございます。本会議におきましても、関連法律の整備に関しを行ふ、この規定もTPP 12にはなかつた規定でございます。

○串田委員 お答えいたします。

平成二十七年十月でござりますが、TPPの大筋合意がございました。これによりまして我が国農林水産業は新たな国際環境に入つたということできました。これでございまして、こうした国際環境に早急に対応できるよう、平成二十七年度、そして二十八年

度、二十九年度の補正予算におきまして、農林水産業の体質強化を加速するための対策を講じたところでございますが、これらは、いずれもそれぞの当初予算の編成後に生じた事由に基づいて補正予算に計上したということになつてございます。

具体的には、平成二十七年度の補正予算でございましたけれども、二十七年十月にTPPが大筋合意いたしました。それを踏まえまして、農林漁業者の将来への不安を払拭しまして、経営発展に向けました投資意欲を後押しさせるという観点で、同年の十一月に策定されました総合的なTPP関連政策大綱に基づきまして体質強化策を早急に実施するため、補正予算で措置をしたということでございます。

また、二十八年度の補正予算でございますけれども、これは、二十八年の八月に策定されました未来への投資を実現するための経済対策、この中におきまして、先ほどのTPPの大綱に基づきまして施策を着実に実施するということとされましたところでございますので、これもその年の補正予算で措置をしたということでございます。

さらに、二十九年度の補正予算でございますけれども、その二十九年七月に、日・EU・EPAの大筋合意がございました。こういったことを踏まえまして、新たに必要となる施策などを盛り込んで、その年の十一月にTPPの大綱が改定されております。これに基づきまして体質強化策を早期に実施するという観点で、補正予算で措置をしたというものです。

○串田委員 その部分についてもう一步踏み込んで、要するに、国民としては、アメリカが加わる急に実施するというものでございます。

○串田委員 その部分についてもう一步踏み込んで、要するに、国民としては、アメリカが加わるとか加わらないとか、11とか12とかというような

中で、まだ発効もされていないわけですが、七年からかなり大きな税金がそこに予算として組まれているということになりますと、TPPがまだ発効していない中で、その予算というの

どのようなものに利用されているのか、これが必

をしていただかなければいけないと思います。

具体的にどういうもので、必要だからこう利用したということで、これがTPPが発効したときには役立つんだというような、もう少し具体的な説明をしていただきたいと思います。

○水田政府参考人 お答えいたします。

御質問いただきましたTPPの対策の予算の関係でござりますけれども、まず、総合的なTPP等関連政策大綱に基づいてやっているということ

でございますが、この大綱におきまして、農林水産分野につきましては、大きく分けて二種類の対策を行うということになっているところでござります。

一つは、TPPの発効を見据えまして、これに備えることをきっかけとして、協定の発効を前提とせずにそれを見据えて取り組む体質強化に対する対策、これが予算でやっているものでござります。それからもう一つは、TPP協定発効後に必要な関税削減の影響、これに対応するためにしてやるという経営安定対策の充実、こういったものでございます。

これまでの補正予算に計上いたしました対策でございますけれども、これは全て今申し上げました二種類のうち前者の方でございまして、体質強化を加速する対策ということになっているところでございます。

具体的には、担い手の育成という観点で、次世代を担う経営感覚にすぐれた担い手の育成ですとか、国際競争力のある産地のイノベーションの促進ですとか、また畜産酪農の収益力の強化を図る総合プロジェクトの推進、あるいは高品質な我が国農林水産物の輸出などの需要フロンティアの開拓、こういったものに資する予算。さらには、林野関係では、合板、製材、構造用集成材などの木材製品の国際競争力を強化するための対策、また、水産関係では、持続可能な収益性の高い操業体制への転換、こういったものに必要な施策を講じているということでございます。

○串田委員 きょうはそんなに時間がありません

けれども、TPPが発効されることによる体質強化というのは、ある意味では、ちょっとわかりづらいのかな。人材育成ということなんですが、TPPが発効されたことによってどういう人材が必要なのかというようなことがちょっとびんとこないような気もするわけでございますので、予算を組んだ中でそれがどういうふうに利用されているのかというのをやはり検証していくという意味で

は、もう少し具体化というものを提示していただきたいなというふうに思います。
さきょうは時間がありませんので、その点については触れませんが、また次回が、別の機会があればお聞きをしたいと思います。

次に、アメリカは、TPPではなくてFTAとかそういう二国間協議で十分じゃないかといふような話があるんですけれども、我が国としては、それよりもやはりTPPの方が有利であるというところというのは一体何であるのかといふのをちょっと明確にしていただければと思います。

○横山政府参考人 お答え申し上げます。

日米の経済関係全体をどのように捉えるかといふことでございますので、必ずしも農林水産分野だけということではないかと存じますけれども、我が国としては、まさにインド太平洋地域において公正なルールを広げていくという観点、そういうのをちょっと明確にしていただければと思います。(発言する者あり)

○串田委員 私もわからないと言ふしかないんで

ですから、もしその点について回答できるのであれば、いただきたいと思います。

○濵谷政府参考人 アメリカに対しても再三再四実は話をしているところでござりますけれども、TPPの特徴は、関税もさることながら、やはり新しいルールを共有するということでございま

す。
知的財産の保護、投資規制の見直し、国有企业とか労働制度の見直しなど、こうしたルールをアメリカも含めてアジア太平洋に広げていく、その効果の方が非常に大きいというふうに日本としても考えているところでござります。

○串田委員 これもちょっと時間がないので余り深くは触れませんけれども、その違い、もう少し明確になるといいのかなと思います。

○串田委員 これもちょっと時間がないので余り深くは触れませんけれども、その違い、もう少し明確になるといいのかなと思います。
○伊東委員 これがどうなつていくと予想されているんですけど、現実は、かなり下がってきているというのは事実だと思います。私も自給率というものを上げていかなればならないと思っていてるんですが、現実は、かなり下がってきているといふのは事実だと思います。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。
TPPの発効による自給率への影響いかんといふことでございました。

平成二十七年十二月に公表いたしましたいわゆるTPP12によります定量的な影響試算及び平成二十九年十二月に公表いたしましたTPP11による影響試算においては、それぞれ、国内の農林水産物の生産額への影響とあわせて、食料自給率への影響についても試算をお示ししたところでございます。

○伊東委員 部を改正する法律案を議題といたします。農林水産大臣齊藤健君。

○齊藤国務大臣 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

○齊藤国務大臣 土地改良法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業を施行することを目的に、地域の耕作者や農地の所有者を組合員として設立される公共的な法人であり、農業用排水施設等の維持管理を通じて、良好な農環境の確保に寄与してきたところです。

近年の高齢化による離農や農地の利用集積が進展する中で、土地改良区の組合員についても土地持ち非農家の増加が見込まれます。このような状況の中、土地改良施設の維持管理や更新を適切に行つていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような業務運営を確立することが求められています。
また、土地改良区の業務執行体制が脆弱化しており、適正な業務運営を確保しつつ、より一層の業務の効率化や改善を図ることが求められています。

○串田委員 時間になりましたが、四月十三日

に、トランプ大統領が、農業の盛んな共和党議員と知事の前では加入をすることを示唆するといふ、これは、アメリカにとつては加入すれば農業に関しては有利になるということのシグナルでありますので、そのような考え方で臨むということを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

○伊東委員 ありがとうございました。

の適正化を図る観点から、土地改良区の組合員資格の交代の円滑化を図りつつ、土地改良区の体制の改善を図る措置を講ずるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、土地改良区の組合員資格に関する措置であります。

土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格を有しないものを准組合員として加入させることができます。また、事業参加資格を所有者から耕作者へ交代する場合の農業委員会の承認制を届出制とともに、農地中間管理機構が農地の貸借を行つ場合の組合員の資格得喪通知について、農地中間管理機構が単独で通知できることとします。

さらに、土地改良区の理事定数の五分の三以上は原則として耕作者たる組合員とともに、土地改良区は、地域住民を構成員とする団体で土地改良施設の管理に関する活動を行うものを施設管理組合員として加入させることとします。

第二に、土地改良区の体制の改善に関する措置であります。このほか、土地改良区は、総代選挙について選舉管理委員会の管理を廃止することとします。

また、二以上の土地改良区が、土地改良事業のほか、土地改良区の事業の一部を行うため、土地改良区連合を設立することとします。さらに、土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書等に加え、原則として貸借対照表を作成するとともに、監事のうち一人以上は原則として員外監事を選任することとします。以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内

容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十分散会

土地改良法の一部を改正する法律案

土地改良法の一部を改正する法律

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）

「第五十七条の八」を「第五十七条の九」に改め

る。

第三条第一項第二号及び第四号中「政令の」を

「政令で」に改め、同条第二項を次のよう改める。

前項第二号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者

で土地改良事業に参加する資格を有しないもの

が、政令で定めるところにより、当該農用地の

所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交換すべき旨を申し出たときは、その資格が

交替するものとする。同項第四号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対し

その資格を交換すべき旨を申し出たときも、同様とする。

第三条第三項及び第四項中「政令の」を「政令で」に改める。

第二章第一節第一款に次の四条を加える。

（准組合員等たる資格）
第十五条の二 土地改良区は、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区内にある土地

の所有者又は当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者であつて、第三条に規定する資格を有しないものを准組合員たる資格を有する者とすることができる。

土地改良施設の管理（委託を受けて行う管理を含む。）を行う土地改良区にあつては、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区の周辺の地域内に住所を有する者が主たる構成員となつてゐる団体であつて土地改良施設の管理に関連する活動を行うものを施設管理准組合員たる資格を有する者とることができる。

2 國及び地方公共団体は、前項の情報の提供が定められたるところにより、土地改良区に対し、必

要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする。

第十六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区の事業年度」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 土地改良区の定款には、前項各号に掲げる事項のほか、准組合員等たる資格を定めたときは、准組合員等の加入及び脱退に関する事項を記載しなければならない。

第十七条中「左に」を「次に」に改め、同条第四号中「組合員」の下に「又は准組合員等（以下「組合員等」という。）」を加える。

第十八条の見出しを「（役員の選任等）」に改め、同条第三項中「定款」を「定款で」に改め、同条第五項中「理事」の下に「（設立当時の理事を除く。）」を加え、「監事の定数の少なくとも二分の一は、組合員」を「は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む組合員が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合にあつては、第一号に掲げる要件）に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

1 当該土地改良区の組合員であること。

2 耕作又は養畜の業務を営む者であること。

3 除名は、次のいずれかに該当する准組合員等につき、総会の議決によつてこれをすることができる。この場合において、土地改良区は、その総会の会日から十日前までに当該准組合員等に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えないなければならない。

4 その他定款で定める行為をした准組合員等

一 経費の支払又は土地改良施設の管理への協力その他の土地改良区に対する義務を怠つた准組合員等

二 その他定款で定める行為をした准組合員等

前項の除名は、除名した准組合員等にその旨を通知しなければ、これをもつて当該准組合員等

等に対抗することができない。

（土地改良事業への参加の促進）
第十五条の二 土地改良区は、定款で定めるところにより、当該土地改良区の地区内にある土地

「その旨」を「、その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。第三十一條第二項中「第二十八条（第二十九条の三第二項）を「第二十八条第一項（第二十九条の四第二項）に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、電磁的方法により議決権を行なうことが定款で定められているときは、当該書面の提出に代えて、代理権を当該電磁的方法により証明することができる。

第三十一條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合員は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもつてする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行なうことができる。

第三十二條第一項中「定が」を「定めが」に改め、同条に次の二項を加える。

4 准組合員等は、定款で定めるところにより、総会に出席して意見を述べることができる。

第三十四条中「第二十八条（第二十九条の三第二項）を「第二十八条第一項（第二十九条の四第二項）に改め、同条ただし書中「但し、第二十九条の二第二項」を「ただし、第二十九条の四第一項」に「定が」を「定めが」に改める。

第三十六條第一項中「定款の」を「定めが」に改め、同条第九項中「定款の」を「定めが」に改め、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十一項とし、同条第九項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第八項中「又は第二項」を「又は第三項」を、「第二項又は第四項」に「定款の」を「定めが」に改め、同条第九項とし、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「組合員」の下に「又は准組合員」を、「第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第三

項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、土地改良区は、定款で定めるところにより、その准組合員が、その准組合員たる資格に係る権利の目的たる土地に係る組合員の同意を得て同項の規定により當該組合員に對して賦課すべき金銭、夫役又は現品の全部又は一部を当該准組合員に賦課すべき旨を申し出たときは、当該准組合員に對して、当該金銭、夫役又は現品の全部又は一部を賦課徴収するものとする。

第三十六条の二第一項中「政令の」を「政令で」に、「前条第一項」を「第三十六条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を第三十六条の三とする。

第三十六条の次に次の二項を加える。

(土地改良施設の管理への協力)

第三十六条の二 土地改良区は、土地改良施設の機能の保持又は増進を図るために必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、施設管理准組合員に對し、当該土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

第三十七条中「定款の」を「定款で」に改め、「組合員」の下に「又は准組合員」を加える。

第三十八条中「政令の」を「政令で」に、「第三項若しくは第八項又は第三十六条の二」を「第三項、第四項若しくは第九項又は第三十六条の二」を「第三二項に、「次条まで」を「この条及び次条第一項」に改める。

第三十九條中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

第四十二条中「第三条第二項の規定による」を「第三条に規定する資格の」に改める。

3 農地中間管理機構が土地改良区の地区内にある土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した場合において、当該資

格の得喪についてその土地改良区に通知したときは、農地中間管理機構及び当該土地の全部又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は一部について組合員たる資格を喪失し、又は取得した者は、それぞれ第一項の規定による通知をしたものとみなす。

第四十五条の見出し中「組合員」を「組合員等」に改め、同条第一項中「組合員に」を「組合員等に」に、「あてれば」を「宛てれば」に改め。

第四十八条第一項及び第三項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第十項中「省略してよい」を「省略することができる」に改め、同条第十一項中「その旨」を「その旨」に改め。

第五十二条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「きかなければ」を「聽かなければ」に改め、同条第七項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第八項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第七項中「但し」を「ただし」を「ただし」に、「添付すれば足りる」に改める。

第五十七条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設を添付すれば足りる」に改める。

第五十七条の二第一項中「を除く」を「に限る」に、「行なう」を「行う」に、「これらの施設の管理」を「管理」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「の定める」を「で定める」に、「その旨」を「その旨」に改める。

第五十七条の三の次に次の二項を加える。

(利水調整規程)

第五十七条の三の二 土地改良区は、第二条第二項第一号の事業のうち農業用の用水施設、農林水産省令で定めるものに限る)の管理(委託を受けて行う管理を含む)を行う場合には、農業用水の利用の調整に関する事項について、利水調整規程を定めなければならない。

2 前項の利水調整規程は、次に掲げる要件のいづれにも適合するものでなければならない。

一 当該土地改良区の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者への農業用水

の供給が適正に行われるものであること。

二 農業用水の供給の決定方法が、適正であり、かつ、明確に定められていること。

第三章第一節第三款第一目に次の二条を加える。

(土地改良施設に関する情報の提供)

第五十七条の九 国、地方公共団体その他の土地改良事業を行う者(土地改良区を除く)は、当該土地改良事業により新設し、又は変更した土地改良施設の適切な管理に資するよう、当該土地改良施設の管理を行う土地改良区に対し、当該土地改良施設に関する情報の提供を行うよう努めるものとする。

第六十七条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第三項中「その旨」を「その旨」に改め、同条第四項中「組合員」を「組合員等」に改め。

第七十二条第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「貸借対照表から第十八項まで」を「第十八条第十七項から第十九項まで」に改める。

第六十九条中「調査」の下に「貸借対照表(土地改良施設の管理を行わない土地改良区その他の農林水産省令で定める土地改良区である場合を除く)及び」を加える。

第七十二条第四項中「組合員」を「組合員等」に改める。

第七十七条第一項中「土地改良区は」を「以上の土地改良区は」に改め、「共同して」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「土地改良事業計画」を「事業の実施に関する計画」に改め、「事項」の下に「(第八十一条において「定款等」という。)」を加える。

第七十九条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「事業年度」を「土地改良区連合の事業年度」に改める。

第八十一条中「の定める」を「で定める」に、「定款、土地改良事業計画その他必要な事項」を「定款等」に改める。

<p>第八十二条第一項中「定款の」を「定款で」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条第三項中「理事」の下に「設立当時の理事を除く。」を加え、「監事の定数の少なくとも二分の一は、議員」を「は、次に掲げる要件の全て（当該土地改良区連合の所属土地改良区の地区内において耕作又は養畜の業務を営む議員が少ない場合その他の農林水産省令で定める要件については、第一号に掲げる要件）に該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。</p> <p>一 当該土地改良区連合の議員であること。</p> <p>二 耕作又は養畜の業務を営む者であること。</p> <p>三 该土地改良区連合の業務及び会計についての監査に關し専門的知識を有する者の指導を受ける場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>一 当該土地改良区連合の議員又は当該土地改良区連合の役員若しくは使用人以外の者であること。</p> <p>二 その就任の前五年間当該土地改良区連合の理事又は職員でなかつたこと。</p> <p>三 当該土地改良区連合の理事又は重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族以外の者であること。</p> <p>第八十四条中「定の」を「定めの」に改め、「規定」の下に「(これに係る罰則を含む。)」を加える。</p> <p>第八十九条の二第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同条第六項中「行なう」を「行う」に改め、同条第十一項中「の定め」を「で定める」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中の「定める」を「で定める」に改める。</p> <p>第九十三条の二第一項中「を除く」を「に限</p>
<p>「組合員等」に、「者を除く。」を「者」に改め、「組合員を除く。」を「で定める」に改め、同条第三項中「ある」を「で定める」に改め、同条第三項中「あり」の下に「及び」を加え、「組合員を除く。」を「組合員等」に、「者を除く。」を「者」に改め。</p> <p>第九十六条の四第一項中「第四項から第七項まで」を「第五項から第八項まで」に、「第三十六條の二第一項」を「第三十六条の三第一項」に、「組合員」を「同条第五項中「組合員又は准組合員」に改め、「第一項に規定する者」との下に、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」とを加え、「第二十八條」を「第二十八条第一項」に改める。</p> <p>第一百条の二第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。</p> <p>第一百十一条の十八第二項中「次の理由」を「次に掲げる事由」に改め、同条第三項を次のように改める。</p> <p>3 除名は、次のいずれかに該当する会員につき、総会の議決によってこれをすることができる。この場合において、連合会は、その総会の会日から十日前までに当該会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えた会員。</p> <p>二 その他定款で定める行為をした会員</p> <p>一 経費の支払その他連合会に対する義務を怠った会員。</p> <p>第一百一十二条の二十第一項第三号中「事業報告書」の下に「貸借対照表」を加える。</p> <p>第一百一十二条の十八第四項中「その会員」を「当該会員」に改める。</p> <p>第一百一十三条の二十三中「第十八条第十二項から第十五項まで」を「第十八条第十三項から第十六項まで」に、「第二十八条まで」を「第二十七条规定まで」に、「第二十八条第一項」に、「その会員」を「当該会員」に改める。</p> <p>第一百一十五条の二中「第百三十二条第二項」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。</p> <p>第一百三十六条第一項中「組合員が、組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。</p> <p>第一百三十六条の二中「第百三十二条第二項」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。</p> <p>第一百三十七条の二十三において読み替えて準用する第二十九条の二第四項の規定並びに第一百三十二条第二項に、「政令の」を「政令で」に改めること。</p> <p>第一百三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第百三十条」を「第百三十二条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。</p>
<p>「組合員等」に、「者を除く。」を「者」に改め、「組合員を除く。」を「で定める」に改め、同条第三項中「ある」を「で定める」に改め、同条第三項中「あり」の下に「及び」を加え、「第十八条」を「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。</p> <p>第一百三十二条第一項中「管理規程」の下に、「組合員等」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「基づいて」に、「組合員」を「組合員又は准組合員」に改め、「第一項に規定する者」との下に、「第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」とを加え、「第二十八條」を「第二十八条第一項」に改める。</p> <p>第一百三十二条第一項中「利水調整規程」を「利水調整規程」に改め、同条第二項中「基づいて」を「基づいて」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>3 前一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第一百三十三条中「組合員が、組合員等が、その総数」に、「基いて」を「基づいて」に改め、「管理規程」の下に「利水調整規程」を「利水調整規程」に加え、「疑が」を「疑いが」に改め、同条に次の二項を加える。</p> <p>2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による検査について準用する。</p> <p>第一百三十四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「管理規程」の下に「利水調整規程」を加える。</p> <p>第一百三十六条第一項中「組合員が、組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。</p> <p>第一百三十六条の二中「第百三十二条第二項」を「組合員等が、その総数」に改め、「役員」の下に「総代」を加える。</p> <p>第一百三十七条の二十三において読み替えて準用する第二十九条の二第四項の規定並びに第一百三十二条第二項に、「政令の」を「政令で」に改めること。</p> <p>第一百三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第百三十条」を「第百三十二条第一項又は第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。</p>
<p>四 第百三十二条第一項若しくは第二項又は第三項まで」に改め、「第十九条の四第三号」の下に「及び第十九条の二第四項」を加え、「第十八条」を「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九项」に、「規定及び第十九项」に改める。</p> <p>第一百三十二条第一項中「利水調整規程」の下に、「組合員等」に、「規定する」に、「規定並びに」に、「規定する」を「規定並びに」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。</p> <p>第一百三十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は「第百四十三条中第十二号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同条第七号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。</p> <p>十 第六十九条の二第一項（第一百十二条の二十号を削り、第八号を第十一号とし、同条第七号中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同条第九号とし、同号の次に次の一号を加える。）の期間内に債権者に弁済をしたとき。</p> <p>三において準用する場合を含む。の期間内に</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>（土地改良事業に参加する資格の交替に関する経過措置）</p> <p>第一条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの法律による改正前の土地改良法（以下「旧法」という。）第三条第二項の規定による承認の申出であつて、この法律の施行の際現にこれに対する承認又は不承認の処分がなされていないものの処理については、なお従前の例による。</p>

(役員に関する経過措置)

(清算人の財産調査義務に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、この法律による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第十八条第五項及び第六項並びに第八十二条第三項及び第四項の規定は、施行日から起算して四年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に在任している総代並びにその手続が開始されている土地改良区の総代の選挙及び当該選挙により選任される総代については、新法第二十三条第三項及び第四項の規定は適用せず、旧法第二十三条第三項から第八項まで及び第二十四条の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第二十四条の規定は、施行日以後に決議される解散又は合併について適用する。
(会議招集の公告に関する経過措置)

第五条 新法第二十八条第二項（新法第二十三条第五項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にその通知を發して招集する総会及び総代会について適用する。
(決算関係書類に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第二十九条、第二十九条の二及び第三十条第一項第七号（これらの規定を新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三年を経過した日以後に開始する事業年度から適用する。

(利水調整規程に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する土地改良区及び土地改良区連合については、新法第五十七条の三の二（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

(第八条 新法第六十九条（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、施行日以後に生じた事由により土地改良区及び土地改良区連合が解散した場合について適用する。

第九条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めたときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)
第十一條 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し中「組合員」の下に「又は准組合員」を加え、同条中「第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に改める。

理由

最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、土地改良区の業務運営の適正化を図るために、土地改良区の准組合員及び施設管理准組合員たる資格について定めるとともに、土地改良区の総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年六月四日印刷

平成三十年六月五日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P